第２期鹿角市地域福祉計画・第４期地域福祉活動計画

2019 年度～2023 年度

～笑顔でつながる福祉のまち 鹿角～

2019 年３月

鹿角市・鹿角市社会福祉協議会

ごあいさつ

鹿角市では、2015 年３月に、地域住民の皆様とともに、地域の助け合いによる福祉の推進に向けた仕組みづくりやその理念となる「地域福祉計画」と、これを実行するための取り組みを定める「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、基本理念である『笑顔でつながる福祉のまち 鹿角』のもと、３つの基本目標を掲げ、地域福祉の推進をしてまいりました。

近年の少子高齢化や、価値観、生活スタイルの多様化を背景とした、介護や子育てへの不安、高齢者の孤立、児童虐待への対応や障がい者の自立支援など、求められる福祉ニーズが益々複雑・多様化してきております。この度、第１期の計画期間が終了することから、これらの地域福祉をめぐる課題を整理し、これまでの地域福祉分野における取り組みなどを踏まえ、第１期計画に引き続き『笑顔でつながる福祉のまち 鹿角』とし、第２期計画を策定いたしました。

また、前回に引き続き鹿角市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と一体的に策定したことで、お互いの役割を分担し、連携しながら地域福祉を推進することとしております。

結びに、熱心にご議論いただきました鹿角市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、計画の策定にあたり、市民アンケート調査にご協力をいただきました皆様方に、心から感謝とお礼を申し上げます。

平成３１年３月

鹿角市長　　児　玉　　一

ごあいさつ

鹿角市社会福祉協議会では、「ともに支え合う福祉のまちづくりをめざして」をスローガンとし、その実現のために関係機関・団体と協働して地域福祉活動を推進していく指針となる活動計画として、2004 年度から「鹿角市地域福祉活動計画」を策定しています。

近年、地域福祉を取り巻く環境は、少子化に伴う人口減少、超高齢化や核家族化、社会情勢の変化にともなって、家族や地域で支え合う力の脆弱化や住民相互の繋がりの希薄化が進むなど、本市においても例外ではなく、これまでの福祉制度だけでは対応が困難な状況が顕著化し、地域の福祉ニーズも複雑・多様化しています。

このような背景から、福祉課題に対応するには、鹿角市と鹿角市社会福祉協議会が共通の理念・目標のもとで、それぞれの役割を明らかにするとともに、行政の施策と社会福祉協議会の活動計画が同じ方向を向いて、地域福祉を推進していく必要があると考え、2014 年度より鹿角市の「地域福祉計画」と鹿角市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」が一体となった「第１期鹿角市地域福祉計画・第３期地域福祉活動計画」を策定し、より身近な地域における福祉活動を、横断的かつ総合的に進める大きな一歩を踏み出しました。

今回、当該計画期間が本年度をもって終了することから、これまでの取り組みの評価を踏まえ、今後５年間の本市の地域福祉のあり方を見据えた「第２期鹿角市地域福祉計画・第４期地域福祉活動計画」（2019 年度～2023 年度）を策定いたしましたが、本計画をさらに実行性のあるものにしていくためには、市民の皆様はもとより、地域福祉に関わるすべての関係団体と連携・協働のもとに、計画を進めてまいりたいと考えていますので、実現に向けご支援・ご協力をお願い申し上げます。

結びになりますが、計画策定にあたり、貴重なご意見・ご支援を賜わりました策定委員の皆様方をはじめ、市民意識調査や福祉のまちづくり推進会議等にご協力を賜わりました市民の皆様、福祉関係団体や各関係機関の皆様に衷心より厚くお礼申し上げます。

平成３１年３月

社会福祉法人鹿角市社会福祉協議会会長　石　井　　勲

目　次

第１章　計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
　第１節　計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
　第２節　計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
　第３節　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
　第４節　計画策定のプロセス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

第２章　鹿角市の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
　第１節　人口・世帯の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
　第２節　要介護高齢者・障がいのある人の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
　第３節　社会資源の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

第３章　計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
　第１節　地域福祉とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
　第２節　基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
　第３節　基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
　第４節　取り組みの体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

第４章　取り組みと役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
　第１節　基本目標１：福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり・・・・・・・・・・21
　第２節　基本目標２：安心安全な暮らしを支える体制づくり・・・・・・・・・・・・31
　第３節　基本目標３：誰もが気軽に参加できる環境づくり・・・・・・・・・・・・・46

第５章　社会福祉協議会の取り組み（第４期地域福祉活動計画）・・・・・・・・・・59
　第１節　計画づくりの趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59
　第２節　取り組みの体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59
　第３節　具体的な事業・活動内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63

第６章　計画の評価・見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・70

資料編　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・71

年号の表記について
　2019年５月１日から元号の変更が正式に決定しましたが、暦年等で比較するために、法令等の引用箇所を除き西暦表記に統一しています。

第１章　計画の策定にあたって

第１節　計画の趣旨

■「地域福祉計画」とは

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第１０７条の規定に基づき、本市における「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するため、人と人とのつながりを基本として、地域のさまざまな福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを進め、「ともに生きる地域社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

■「地域福祉活動計画」とは

「地域福祉活動計画」は、地域住民やボランティア団体、福祉や介護の事業者等の民間団体が相互に協力して地域福祉を推進していくことを目的とする民間の活動・行動計画です。

地域福祉計画との整合性を図りながら、社会福祉法第１０９条の規定で地域福祉の推進役として位置づけられた社会福祉協議会が中心となって策定するものです。

地域福祉活動計画策定方針（抜粋）
〈全国社会福祉協議会〉

地域福祉活動計画とは、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する行動を行うもの、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営するものが共働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画」である。

■両計画の一体的な策定

地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、いわば車の両輪のように、地域住民をはじめとする地域福祉の推進に関わるさまざまな担い手の参加と協力を得ながら、取り組みを展開するという共通の目的をもつものです。

これらが一体となって策定されることにより、行政や地域住民をはじめとして、行政区やボランティア団体、ＮＰＯ、福祉や介護サービス事業所、関係機関・団体など、地域福祉の推進に関わるさまざまな担い手の役割や共動が明確化され、より実効性のある計画づくりが可能となります。

このような考え方に基づき、鹿角市及び鹿角市社会福祉協議会では、地域住民が、身近な地域社会でお互いに支え合う仕組みを整えるとともに、地域福祉に関する活動等を積極的に推進するため、両計画を一体的に策定するものとします。

第 2 節　計画の位置づけ

本計画は第６次鹿角市総合計画を上位計画とし、高齢者の福祉や介護、児童福祉や子育て支援、障がい福祉など、他の福祉分野における行政計画、並びに他の関連計画との整合性・連携を図りながら、幅広い地域住民の参加と協力を基本として、住民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目的とします。

2018 年４月１日施行の改正社会福祉法では、地域福祉計画において「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を掲載することとなり、より一層、分野横断的な施策に取り組むことが必要となっています。

図表 1-2-1「鹿角市地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけイメージ」

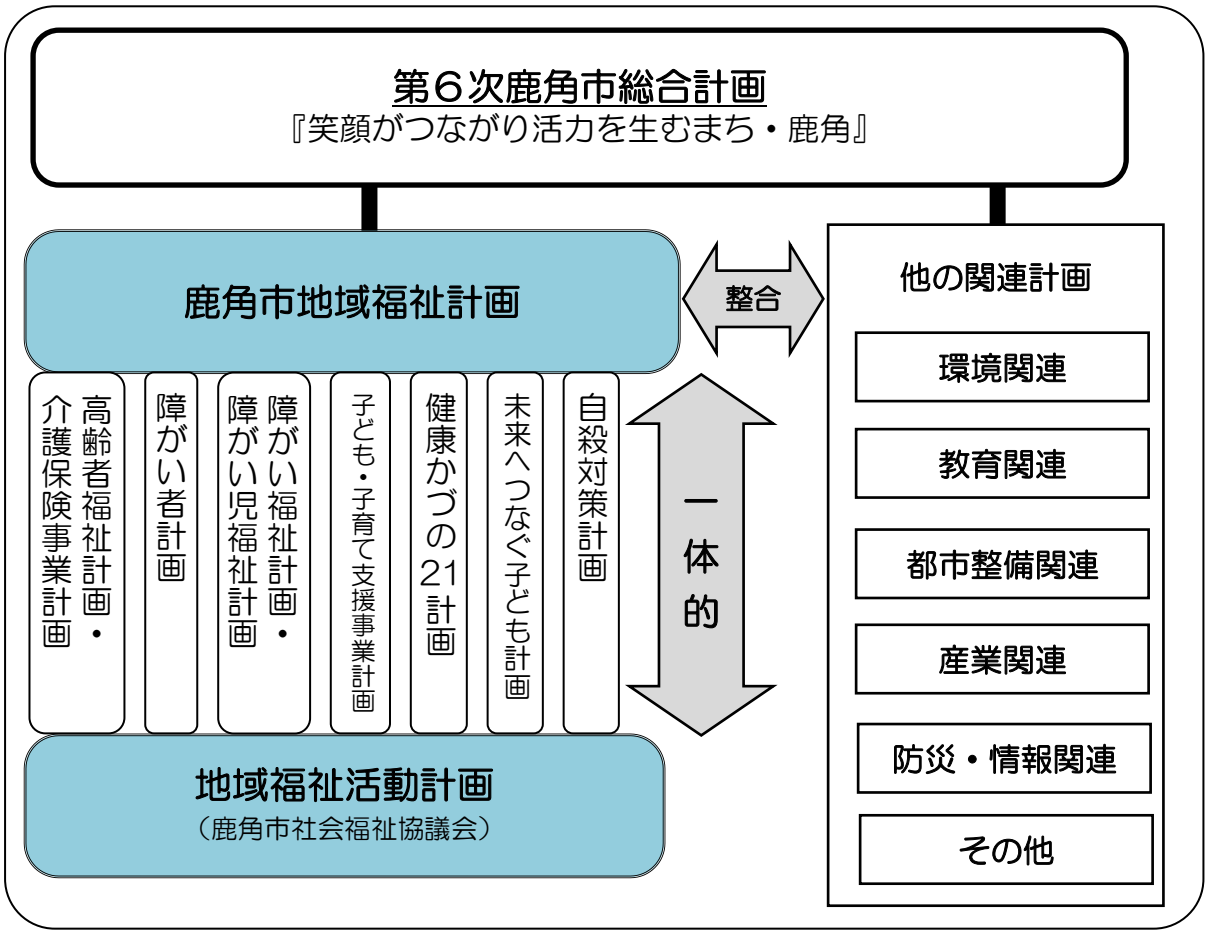

第 3 節　計画の期間

本計画の期間は、2019 年度から 2023 年度までの５年間とします。

また、社会情勢や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。

第４節　計画策定のプロセス

鹿角市地域福祉市民意識調査　（2018 年９月 28 日～10 月 15 日まで実施）

【方法】
地域福祉やその推進にかかわる事項についての意識調査で、調査票を配付・回収する方法で実施しました。
主な設問項目：
・隣近所との関わりや日常生活の困りごとについて
・地域活動に対する意識について
・地域福祉を支える制度の認知度について
・これからの地域づくり（地域福祉）に対する意識について
【調査対象／回収率】
無作為抽出した満 20 歳以上 74 歳以下の市民 1,400 人へ郵送
郵送による回収　回収率：42.5%

事業所アンケート調査　（2018 年 10 月 28 日～11 月５日まで実施）

【方法】
事業所に対し、地域福祉に関する取り組み状況について、調査票を配付・回収する方法で実施しました。
【調査対象／回収率】
福祉関連事業所 58 施設　郵送による回収　回収率：75.9%

ワークショップ（福祉のまちづくり推進会議）　（2018年6月22日~6月29日まで実施）

【方法】
社会福祉協議会福祉員・福祉協力員、民生委員・児童委員が参加する福祉のまちづくり推進会議において、地域の現状や課題についてワークショップを実施しました。
テーマ：「地域で大切にしたいものを考える」～これから先も続けられるために～
市内５地区で開催。参加者数 178 人。

現状・課題の抽出、活動の方針・目標、具体的な取り組みの検討

計画策定委員会

第１回：計画策定方針についての協議、住民アンケート調査結果の報告
（2018 年７月 20 日）
第２回：計画素案についての協議（2018 年 12 月 18 日）
第３回：パブリックコメントの結果についての協議（2019 年３月４日）

第２章　鹿角市の概況

第１節　人口・世帯の状況

１　人口構成の推移

全国的に少子高齢化が進む中、鹿角市でも高齢者人口及び高齢化率ともに増え続けています（図表 2-1-1）。2018 年９月末日には高齢化率が 38.4%となっています。

出生数（図表 2-1-2）は、2011 年まで 230 人前後で推移しておりましたが、2013 年に 200 人を割り込み、2015 年には 160 人前後まで減少しており、人口 1,000 人当たりの出生率は 2008 年から 2017 年の 10 年間で 1.1 ポイント　減少しています。

2025 年にはより一層の人口減及び高齢化が推測されます。

図表 2-1-1「鹿角市の総人口、高齢化率」

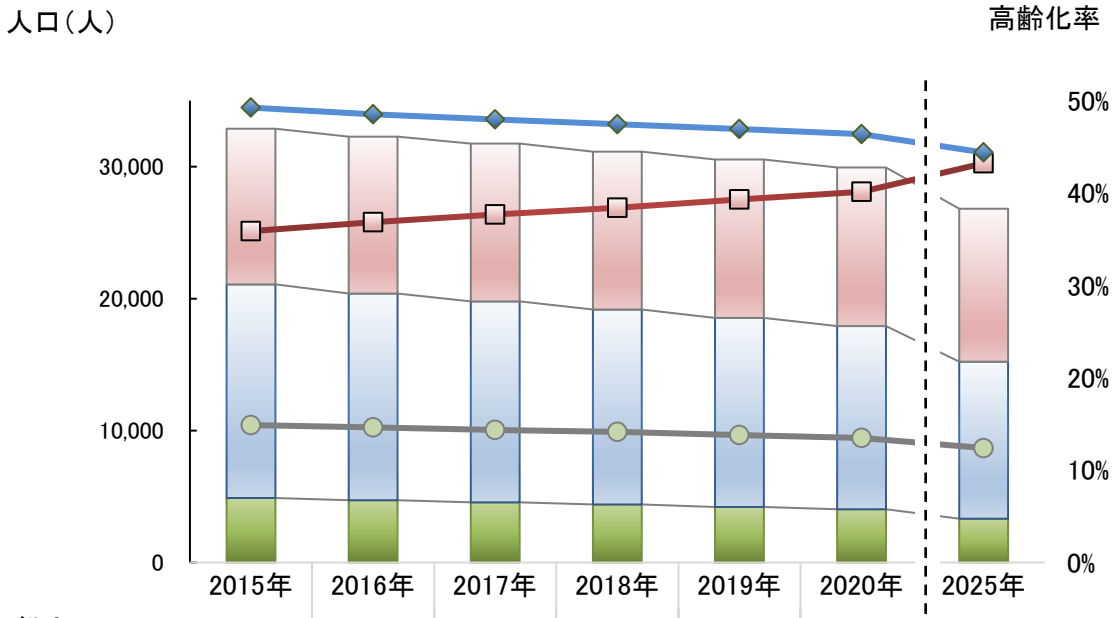

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2025年
総人口	32,874	32,273	31,748	31,136	30,541	29,936	26,810
65歳以上	11,794	11,887	11,958	11,962	12,004	12,016	11,587
20～64歳	16,189	15,663	15,228	14,772	14,328	13,881	11,900
0～19歳	4,891	4,723	4,562	4,402	4,209	4,039	3,323
高齢化率	35.9%	36.8%	37.7%	38.4%	39.3%	40.1%	43.2%
20～64歳の率	49.2%	48.5%	48.0%	47.4%	46.9%	46.4%	44.4%
0～19歳の率	14.9%	14.6%	14.4%	14.1%	13.8%	13.5%	12.4%

※住民基本台帳、各年９月末日、2018 年までは実績 2019 年以降はコーホート変化率法（注）による推計

（注）コーホート変化率法とは、あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法。

図表 2-1-2「出生数及び出生率の推移」

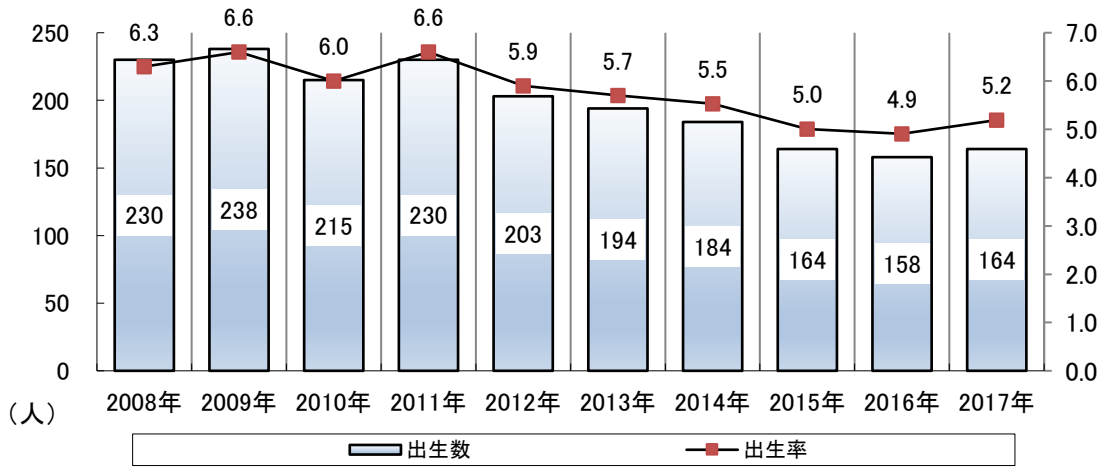

資料：市民課人口流動調査

2　世帯構成の推移

総世帯の数（図表 2-1-3）は、次第に減る傾向にありますが、その構成比率の推移をみてみると、２世代家族等の世帯割合は減少傾向にあるのに対し、一人暮らしの世帯割合は増加傾向にあります。

また、総世帯数に占める一人暮らし高齢者世帯数（図表 2-1-4）は、増加傾向にあります。高齢者のみの世帯も増加傾向にあります。その一方で、家族と同居している世帯は、減少傾向にあります。

子育て世帯（図表 2-1-5）は減少傾向にあります。2000 年から 2015 年の 15 年間で６歳未満の子どもがいる世帯は 35.2%減少し、18 歳未満の子どもがいる世帯は 33.3%減少しています。

図表 2-1-3「世帯構成の推移」

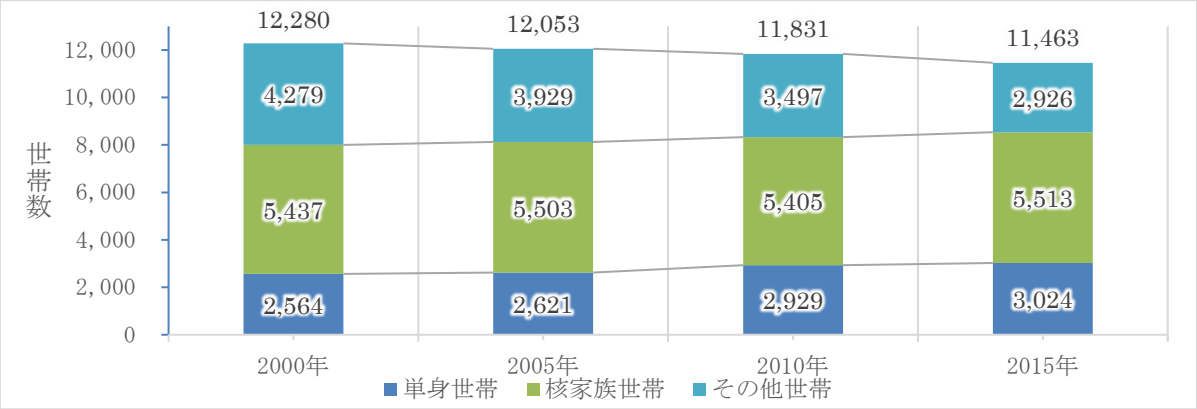

資料：国勢調査

図表 2-1-4「高齢者世帯の推移」

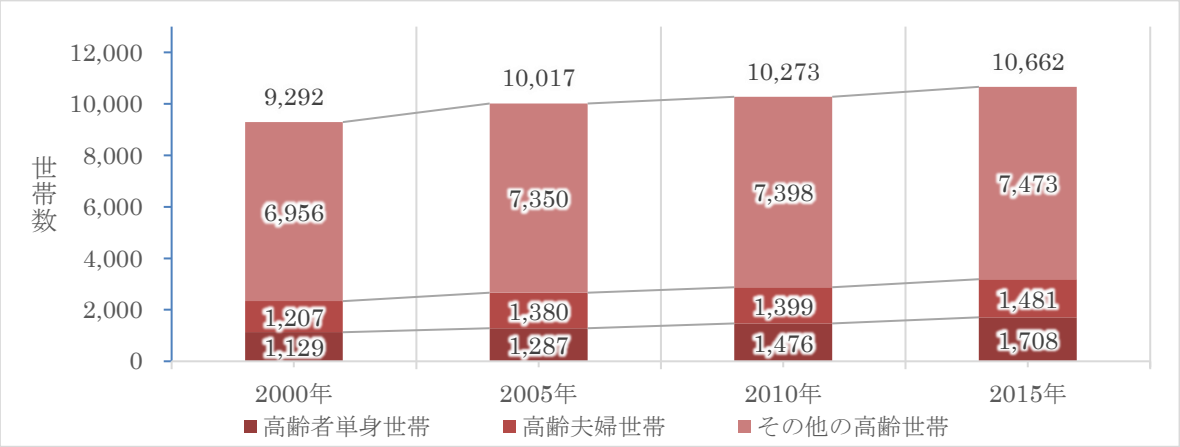

高齢単身世帯：65 歳以上の単身の世帯
高齢夫婦世帯：夫婦とも又はいずれか一方が 65 歳以上の夫婦一組のみの世帯
その他高齢世帯：高齢者のいる世帯から上記の 2 つを除いたもの

資料：国勢調査

図表 2-1-5「子育て世帯の推移」

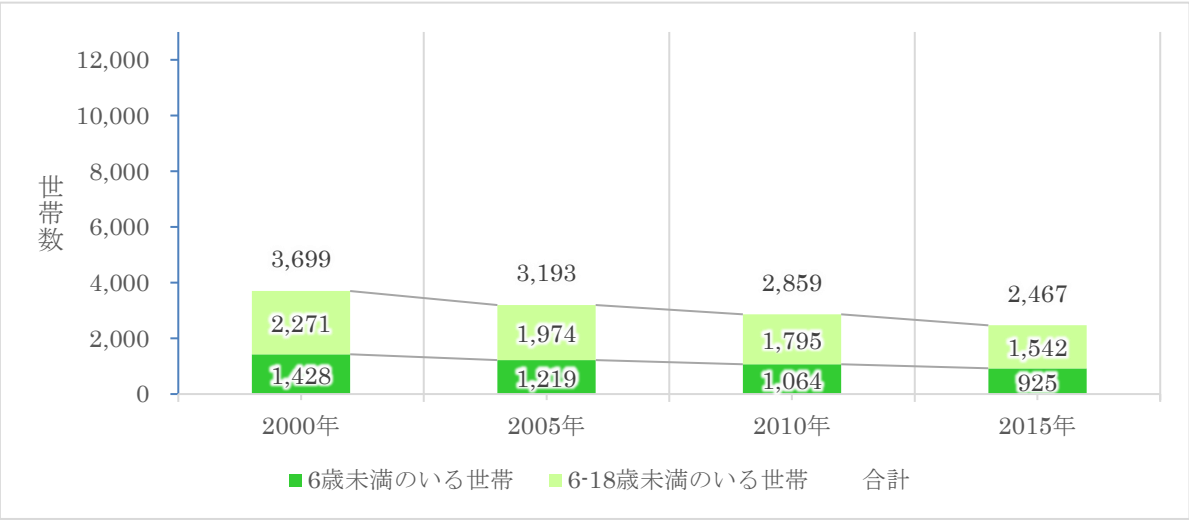

資料：国勢調査

第２節　要介護高齢者・障がいのある人の状況

１　要介護（支援）認定者数の状況

介護保険制度による要介護（支援）の認定者の総数は、高齢者人口が増加基調のなか、増加傾向にあります。また、75 歳以上の高齢者数の増加が見込まれることから、認定率も上昇すると推計しています。

図表 2-2-1「要介護・要支援認定者数（第１号被保険者数）」

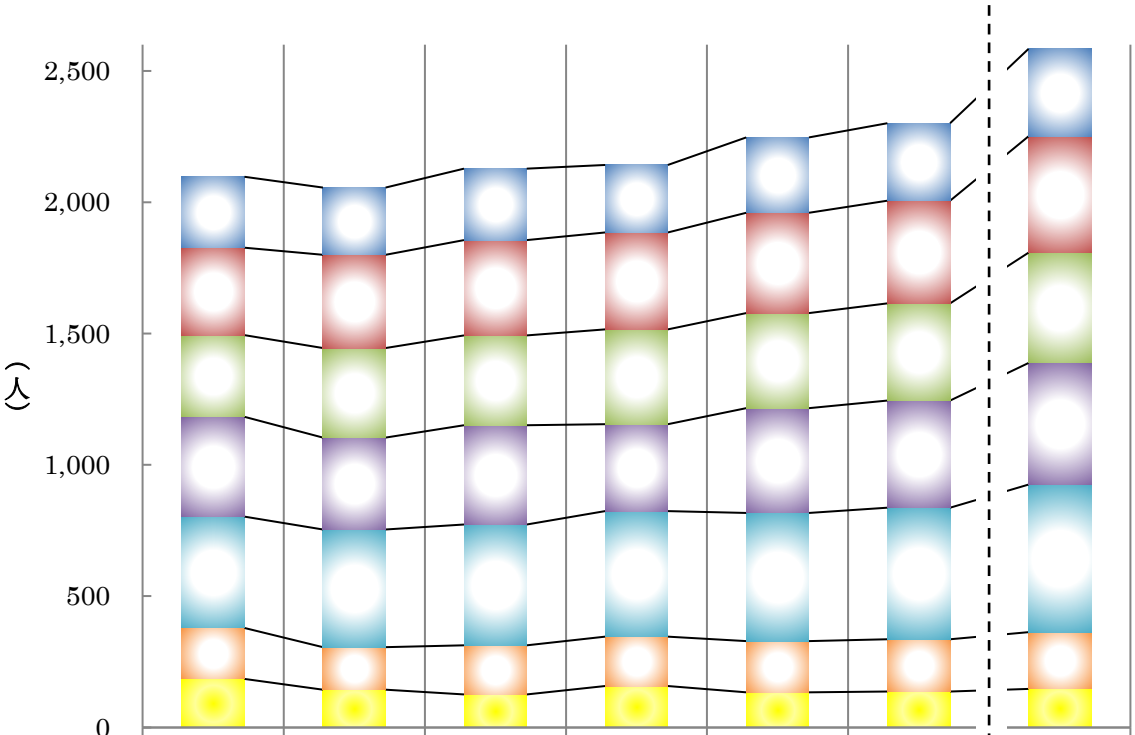

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2025年
要介護5	270	256	272	257	287	295	333
要介護4	333	355	363	369	382	391	443
要介護3	311	341	342	361	362	370	420
要介護2	380	350	378	331	399	408	463
要介護1	424	448	460	478	488	501	562
要支援2	194	162	187	188	195	199	216
要支援1	185	144	126	158	134	137	147
計	2,097	2,056	2,128	2,142	2,247	2,301	2,584

※介護保険事業状況報告（月報）、各年９月末日、2018 年までは実績、2019 年以降は推計

２　障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数は３障がい合わせて全体で減少傾向にありますが、精神障害者保健福祉手帳所持者数は微増しています。

図表 2-2-2「障害者手帳所持者数の推移」

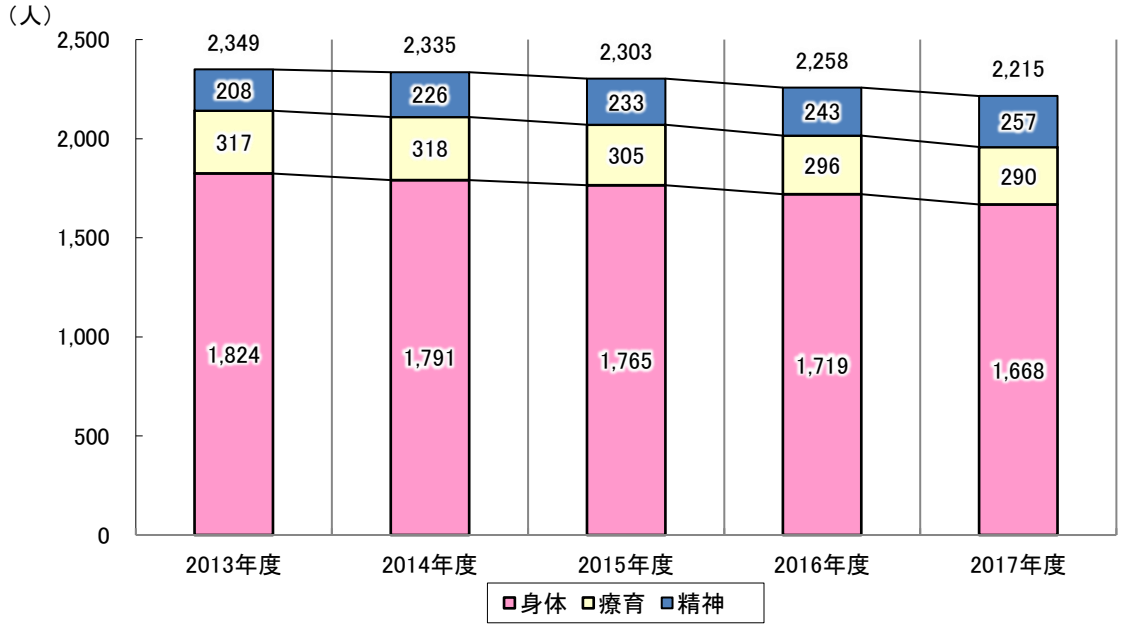

（１）身体障がいのある人の状況

2013 年度から 2017 年度の身体障害者手帳の所持者数は減少傾向にあります。障がい種別では、肢体不自由が 6 割を超えています。また、内部障がいが全体の 2 割以上を占めていますが、増加傾向にあります。

図表 2-2-3「身体障害者手帳所持者数の推移」

単位：人

区　分			2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
総　数			1,824	1,791	1,765	1,719	1,668
	障がい程度別	１級	512	523	523	519	518
		２級	312	315	320	287	270
		３級	362	344	324	319	301
		４級	422	402	398	392	381
		５級	116	107	103	105	104
		６級	100	100	97	97	94
	障がい種別	視覚障がい	103	96	83	74	67
		聴覚・平衡機能障がい	111	121	118	120	118
		音声・言語・そしゃく機能障がい	25	25	29	20	17
		肢体不自由	1,185	1,138	1,112	1,080	1,039
		内部障がい	400	411	423	425	427

資料：鹿角市福祉課（各年度３月 31 日現在）

（２）知的障がいのある人の状況

2013 年度から 2017 年度の療育手帳の所持者数は減少傾向にあります。2017 年度では障がい程度別でみると、重度が 38%、中・軽度が 62%であり、過去５年で重度の方の割合は減少傾向にあります。

図表 2-2-4「療育手帳所持者数の推移」

単位：人

区　分			2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
総　数			317	318	305	296	290
	障がい程度別	A（重度）	139	144	132	113	111
		B（中・軽度）	178	174	173	183	179

資料：鹿角市福祉課（各年度３月 31 日現在）

（３）精神障がいのある人の状況

2013 年度から 2017 年度の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向となっています。障がい程度別では、2013 年度と 2017 年度を比較すると、２級の方の割合が減少し、１級及び３級の方の割合が増加しています。

図表 2-2-5「精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移」

単位：人

区　分			2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
総　数			208	226	233	243	257
	障がい程度別	１級	60	73	75	77	79
		２級	123	127	129	132	141
		３級	25	26	29	34	37

資料：鹿角市福祉課（各年度４月１日現在）

第３節　社会資源の状況

１　社会福祉施設等の状況

鹿角市内に所在する高齢者福祉・介護分野、児童福祉・子育て支援分野、障害福祉分野の社会福祉施設等の事業所数は、以下のとおりです。

図表 2-3-1「鹿角市内に所在する高齢者福祉・介護分野事業所数」

施設・サービスの種類	事業所数
居宅介護支援	11
介護予防支援（地域包括支援センター）	4
訪問介護（ホームヘルプ）	8
訪問入浴	1
訪問看護	3
訪問リハビリテーション	2
通所介護（デイサービス）	6
地域密着型通所介護（デイサービス）	2
認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）	3
通所リハビリテーション（デイケア）	2
短期入所生活介護（ショートステイ）	6
短期入所療養介護（医療型ショートステイ）	1
小規模多機能型居宅介護	2
認知症対応型共同生活介護	7
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	3
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護（特別養護老人ホーム）	3
介護老人保健施設	4
介護療養型医療施設	1
介護医療院	1
特定施設入居者生活介護（ケアハウス）	1
地域密着型特定入居者生活介護（有料老人ホーム）	1
福祉用具貸与	1
養護老人ホーム	1
老人福祉センター	1
高齢者センター	1
その他施設（湯瀬ふれあいセンター）	1

資料：鹿角市福祉課（平成 30 年 12 月 1 日現在）

図表 2-3-2「鹿角市内に所在する児童福祉・子育て支援分野事業所数」

施設・サービスの種類	事業所数
障がい児入所施設（福祉型）	1
児童発達支援事業所	1
放課後デイサービス事業所	2
保育所等訪問支援事業所	1
保育所（うち１保育所にて、病後児保育を実施）	13
認定こども園	2
幼稚園	1
放課後児童クラブ	8
子育て支援センター	1
ファミリーサポートセンター	1
児童センター	1
病児保育室	1

資料：鹿角市福祉課（平成 30 年 12 月 1 日現在）

図表 2-3-3「鹿角市内に所在する障害福祉分野事業所数」

施設・サービスの種類	事業所数
施設入所支援施設	2
重度訪問介護事業所	5
居宅介護支援事業所	5
生活介護事業所	8
行動援護事業所	1
同行援護事業所	2
就労継続支援（B 型）事業所	7
地域移行支援事業所	2
地域定着支援事業所	2
短期入所事業所	5
共同生活援助（グループホーム）	6
相談支援事業所（うち２か所は、障がい児相談も兼ねる）	4

資料：鹿角市福祉課（平成 30 年 12 月 1 日現在）

２　民生委員・児童委員やボランティア団体等の状況

（１）民生委員・児童委員

鹿角市では 125 人の民生委員・児童委員（うち主任児童委員が９人）が活動しています。民生委員は、民生委員法に基づき、住民の中から選ばれ都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱します。任期は３年で、児童福祉法の規定により児童委員を兼務しています。

また、児童福祉問題を専門に担当する主任児童委員がいます。

主な職務は、以下のとおりです。

・住民の生活状態の把握をし、要援護者の自立への相談・助言・援助を行うこと。
・要援護者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報提供、その他援助を行うこと。
・社会福祉事業者または社会福祉活動者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること。
・福祉事務所やその他の関係行政機関の業務に協力すること。

（２）社会福祉協議会福祉員

社会福祉協議会福祉員は、各行政区（自治会）より選出され、地域において高齢者、子育て中の親子、障がいのある人など、援助を必要とする本人や家族に対して、相談相手となるとともに、民生委員・児童委員と連携を図りながら、福祉のまちづくりを進めていく地域福祉の推進役です。

（３）ボランティア団体等

以下の団体が、鹿角市ボランティアセンター(注)に登録され、地域において活動しています。

図表 2-3-4「鹿角市ボランティアセンターに登録されている団体並びに活動内容」

ボランティア団体名	活動内容
朗読ボランティア「わたぼうし」	視覚障がい者のための声の広報テープ作成
鹿角市手話研究会「こぶしの会」	聴覚障がい者へ手話手伝い、手話講習会開催
点訳ボランティア	小中学校での点字の指導
パソコンボランティアの会「どきどき倶楽部」	子ども、高齢者、障がい者を対象としたパソコン指導
精神保健ボランティアの会「でねが～」	さわやかサロンの運営や精神障がい者生活支援活動などの実施
鹿角市青年ボランティア	子どもの育成・福祉施設への協力、まちづくりイベントの企画や環境調査への協力など
鹿角市赤十字奉仕団	共同募金、災害時の支援や献血推進活動

ボランティア団体名	活動内容
鹿角市老人クラブ連合会	一人暮らしや病弱老人の安否確認や話し相手などの仲間への支援、交通安全運動、挨拶、声かけ運動などの実施
十和田婦人ボランティア	十和田地区の女性民生委員・児童委員で組織。相談活動、障がい者との交流や施設訪問等の実施
花輪女性ボランティア	花輪地区の女性民生委員・児童委員で組織。各種行事への手伝いや相談活動、見守り活動の実施
鹿角アディクション問題を考える会	依存症についての相談会、学習会の開催など
十和田高校ボランティア部	図書館での読み聞かせ活動、鹿角市や福祉施設のイベントの手伝い
除雪ボランティア	積雪に困った一人暮らしの高齢者や障がい者世帯を対象に、市民ボランティアによる除雪支援活動
災害ボランティア	災害ボランティアセンターの運営や市内外の被災者支援、生活再建などへの支援活動
介護支援ボランティア	６５歳以上の方の介護予防の推進と、生き活きとした地域社会づくりを目的とした活動
生活援助ボランティア	高齢者の在宅生活を支援する、市民による市民への助け合い活動

（注）「鹿角市ボランティアセンター」とは：ボランティアに関する相談、養成、発掘、団体の支援・連絡調整を行うためのコーディネーター等が配置されているセンターのこと。

第３章　計画の基本的な考え方

第１節　地域福祉とは

地域福祉とは、すべての住民が互いに人権を尊重し、地域において支え合い、助け合って誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるような地域社会をみんなで築いていく取り組みのことです。

地域社会では、少子高齢化の進展による世帯の小規模化とそれにともなう家族機能の弱体化、近隣住民同士の付き合いの希薄化、加えて厳しさを増す社会経済情勢による貧困の拡大などが、私たちの暮らしに大きな影響を与えています。そのため、これからもさまざまな生活課題や福祉問題が多様化し、また増加していくものと予想されます。

このような生活課題や福祉問題に対し、地域住民や地域活動を行う人たちや福祉サービス事業者などが、行政機関や社会福祉協議会の職員と共動し、それぞれの役割や特性を活かしつつ、地域社会でともに暮らす人々が互いに支え合い、助け合いながら、よりよい方策を見出していこうというのが、地域福祉の基本的な考え方です。

また、日常生活のみならず、災害時においても家族だけでなく地域に暮らす人々の支え合いや助け合いといった、人と人とのつながりの大切さが再認識されており、地域の人々のつながりを深めていくことが、地域福祉の充実を図っていくうえで大変重要となります。

■「地域」の考え方

「地域」について、一番身近なところでは、いわゆる近所としてのとらえ方があります。近所の範囲については、その使われ方によってさまざまですが、回覧板が回覧される数世帯から 30 世帯程度で構成される「隣組」もしくは「組」、「班」などがおおむね該当するのではないでしょうか。この「隣組」が集合して「行政区」が構成されることになります。

「行政区」については、ひとつの集落の範囲がそのまま行政区となっているところもあれば、いくつか集落が集まり、１つの行政区となっているところもあります。日常的には、「町」もしくは「町内」、「地区」や「（自治）区」などと呼ばれることもあります。

さらに、いくつかの「行政区」によって構成される単位として、「校区」があります。「校区」には、小学校校区と中学校校区がありますが、単に「校区」という場合には、小学校校区を指すことが多いようです。

これらを踏まえ、この計画では、地域の区分として「小地域」「中地域」「市全域」を次のように定義します。

「小地域」：おおむね「隣組」もしくは「行政区」

生活上のつながりが最も深い地域を「小地域」とします。
「小地域」は、日常的な挨拶や見守り、地域活動を通じた住民同士の交流など、地域福祉推進の基本的な活動が行われる単位となります。

「中地域」：おおむね「小学校区」

地域の団体等が連携を図りながら、組織的な地域福祉活動を推進する地域を「中地域」とします。

「市全域」：計画対象範囲である鹿角市全体

本計画の対象範囲全体の地域を「市全域」とします。
鹿角市や鹿角市社会福祉協議会が福祉サービスの提供と、その向上に向け、全市的な取り組みを進めています。

「住民に身近な圏域」は行政区の規模やそれぞれの地域性によって異なるため、「小地域」または「中地域」となります。

■「自助」「互助」「共助（共動）」「公助」について

これからの地域社会では、地域住民一人ひとりが地域社会を構成する大切な一員であることを認識し、さまざまな立場の人々が協力しながら、地域福祉を進めていくことが求められています。
人々が生活を営んでいる場所としての地域社会が、そこに住むすべての人たちにとって住みやすい場所となるためには、公的な制度による福祉サービスが整備される（公助）だけでなく、家族を含めた自らの活動（自助）や、隣近所の住民同士などがお互いに支え合い、助け合うこと（互助）も大切になります。同時に、地域住民や地域活動を行う人たち、福祉サービス事業者などによる地域で組織化された活動（共助（共同））は、家族機能の弱体化や近隣住民同士の関係性の希薄化などにより自助や互助の「力」が低下するなか、その重要度がますます高まっています。

〈地域福祉の向上に向けた４つの助け〉

<table>
<tr><td>自助（じじょ）</td><td>個人や家族による支え合い・助け合い
（自分でできることは自分でする）</td></tr>
<tr><td>共助（きょうじょ）
（共動（注））</td><td>互助（ごじょ）
身近な人間関係のなかでの自発的な支え合い・助け合い
（別居する家族、近隣の友人や知人が、互いに支え合い、助け合う）

地域住民や地域活動・地域福祉活動を行う人たちや福祉サービス事業者などが、行政機関や社会福祉協議会の職員と協力しながら、組織的に協力し合う活動による支え合い・助け合い
（「地域ぐるみ」で福祉活動に参加し、地域社会全体で支え合い、助け合う）</td></tr>
<tr><td>公助（こうじょ）</td><td>保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づく、公的な制度としての福祉サービスの提供による支え
（行政でなければできないことは、行政が援助する）</td></tr>
</table>

＊**「鹿角市地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、地域福祉の向上に向けた４つの助けのうち、「共助（共動）」を中心としながら、「地域ぐるみ」で福祉活動に参加し、地域社会全体で支え合い、助け合うための基本的な考え方や具体的な取り組みについて示すことになります。**

（注）「共動」とは：鹿角市の造語です。この言葉の意味する概念は「みんなが、良好な関係のもとに、よりよい鹿角市をつくるために必要なことを、共に考え、役割分担し、主体的に活動を進めること」です。他市町村では「協働」という言葉を使用している場合が多いのですが、「ともに動く」という言葉のシンプルさや「労働」のイメージがないことなどの理由により、鹿角市ではこの用語を用いています。

■共動による計画の推進と地域福祉を担う主体

地域福祉活動の主役は地域に生活している住民自身です。住みなれた地域で支え、助け合える地域社会を実現するためには、行政の取り組みだけでは不十分であり、地域住民の主体的な取り組みが不可欠です。

また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらに対応していくためには、地域において活動するボランティア、関係機関・団体、福祉や介護のサービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。これらの地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら、共動によって計画を推進していくことが大切です。

このため、地域福祉を担う主体を「住民」、「福祉や介護サービス事業者」、「社会福祉協議会」、「行政」の４つに分け、それぞれの主体の役割を「みんなで取り組むこと」として本計画の第４章に位置付けています。

■各主体の役割

１　住民の役割

住民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。

一人ひとりが自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっているさまざまな問題を地域において解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として、地域福祉活動や地域活動、ボランティア活動などの社会活動に自ら積極的かつ主体的に参画するよう努めます。

２　福祉や介護サービス事業者の役割

福祉や介護のサービスの提供者・協力者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、他のサービスとの連携に取り組むことが大切です。

今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、住民が福祉へ参加するための支援、福祉のまちづくりに参画するよう努めます。

３　社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置付けられ、地域福祉を推進していくことを使命とし、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。

そのため、行政と連携しながら本計画の推進役を担うとともに、その推進において住民や各種団体、行政との調整役としての役割を担います。

４　行政の役割

行政は、住民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進する責務があります。その責務を果たすため、地域住民によって構成する組織や団体、福祉や介護のサービス事業者、社会福祉協議会などと相互に連携・協力を図るとともに、住民のニーズの把握と地域の特性に配慮した施策を推進します。

また、地域福祉の推進にあたっては、全庁的な取り組みが必要なことから、庁内各課の連携を図りながら、全庁が一体となって施策を推進します。

第 2 節　基本理念

鹿角市においては、少子高齢化の進行とともに、世帯の小規模化や高齢者のみの世帯の増加が進んでいます。個人の価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域や家族における「つながり」の希薄化が進み、地域においてさまざまな問題が発生しています。

人と人との「つながり」が薄れつつある現代において、高齢者や子どもたち、障がいのある人たちなど、地域でともに暮らす人々が、地域を構成するかけがえのない一人として生活していくためには、すべての住民が住み慣れた地域や家族のなかで、お互いに思いやりの心を持ち、ともに助け合い、支え合うことがますます重要となっています。このことは、日常生活だけではなく、災害が発生した場合でも同じです。また、支え合いについては、特定の人が特定の人を「支える」一方向の関係ではなく、お互いに「支え合う」双方向の関係を築くことが必要となります。

本計画では、地域において、人と人との「つながり」を再構築し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、住民参加のもとに「支え合う」ための仕組みをつくることを目指します。

＜基本理念＞

笑顔でつながる福祉のまち　鹿角

第３節　基本目標

鹿角市の地域福祉を取り巻く現状や課題を踏まえ、前述の基本理念の実現に向けた本計画の基本目標として、以下の３つの柱を設定します。

基本目標１　福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

誰もが必要なときに適切な福祉サービスを利用できる地域を目指します。そのために、福祉サービスに関する情報提供、相談支援体制を充実させ、サービスを利用しやすい仕組みを整えます。また、地域のなかで問題を相談・解決できる仕組みをつくります。

基本目標２　安心安全な暮らしを支える体制づくり

誰もが安心して安全に暮らせる地域を目指します。そのために、福祉サービスの適切な利用が推進できる体制づくりを進めます。また、地域で支え合いを推進し、災害時や緊急時の支援体制の確立など、地域においてさまざまな不安を解消する体制を整えます。

基本目標３　誰もが気軽に参加できる環境づくり

誰もが地域福祉活動に参加できる地域を目指します。そのために、地域活動の活性化やボランティア活動の推進ならびに福祉施設等の地域活動への参加の推進を図り、社会参加の機会が充実した環境づくりを進めます。また、学びの機会を充実させることで、地域福祉活動への参加と協力を促す環境を整えます。

第４節　取り組みの体系

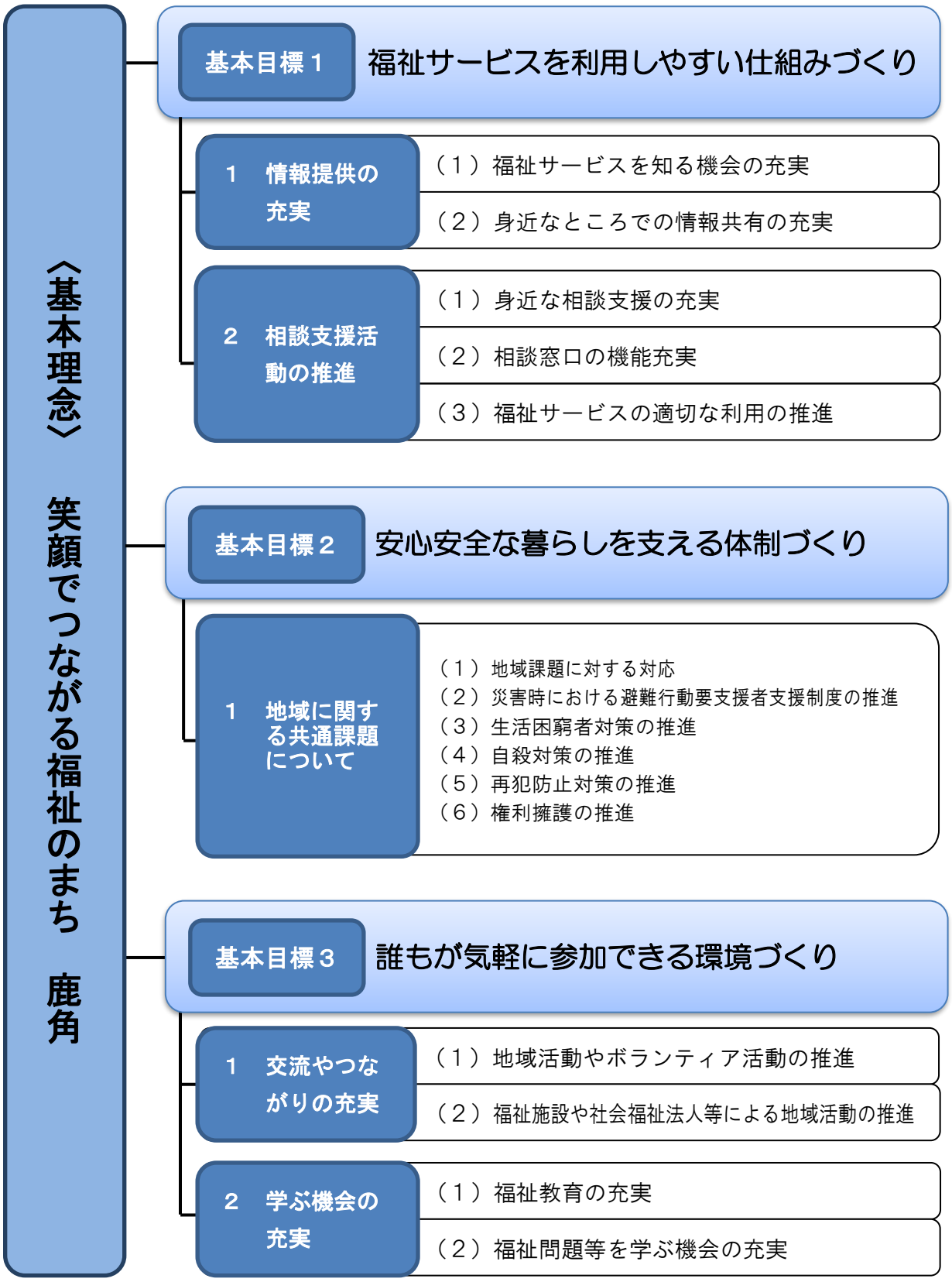
〈基本理念〉　笑顔でつながる福祉のまち　鹿角
基本目標１　福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり
１　情報提供の充実
（１）福祉サービスを知る機会の充実
（２）身近なところでの情報共有の充実
２　相談支援活動の推進
（１）身近な相談支援の充実
（２）相談窓口の機能充実
（３）福祉サービスの適切な利用の推進
基本目標２　安心安全な暮らしを支える体制づくり
１　地域に関する共通課題について
（１）地域課題に対する対応
（２）災害時における避難行動要支援者支援制度の推進
（３）生活困窮者対策の推進
（４）自殺対策の推進
（５）再犯防止対策の推進
（６）権利擁護の推進
基本目標３　誰もが気軽に参加できる環境づくり
１　交流やつながりの充実
（１）地域活動やボランティア活動の推進
（２）福祉施設や社会福祉法人等による地域活動の推進
２　学ぶ機会の充実
（１）福祉教育の充実
（２）福祉問題等を学ぶ機会の充実

第４章　取り組みと役割分担

第１節　基本目標１：福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

１　情報提供の充実

（１）福祉サービスを知る機会の充実

現状と課題は？

市民アンケート調査から

●情報を得る手段として、「市の広報誌」が一番多く、次いで「自治会の回覧板」、「口こみ」、「掲示・パンフレット」、「新聞、テレビなど」となっています。

●前回（2012 年 11 月実施）のアンケートから「福祉団体の広報誌」が約５ポイント、次いで「インターネット」が約３ポイント増えています。

●「市の広報誌」「掲示・パンフレット」「福祉関係の相談窓口」が微増しています。

図表 4-1-1「福祉に関する情報を得る手段について」

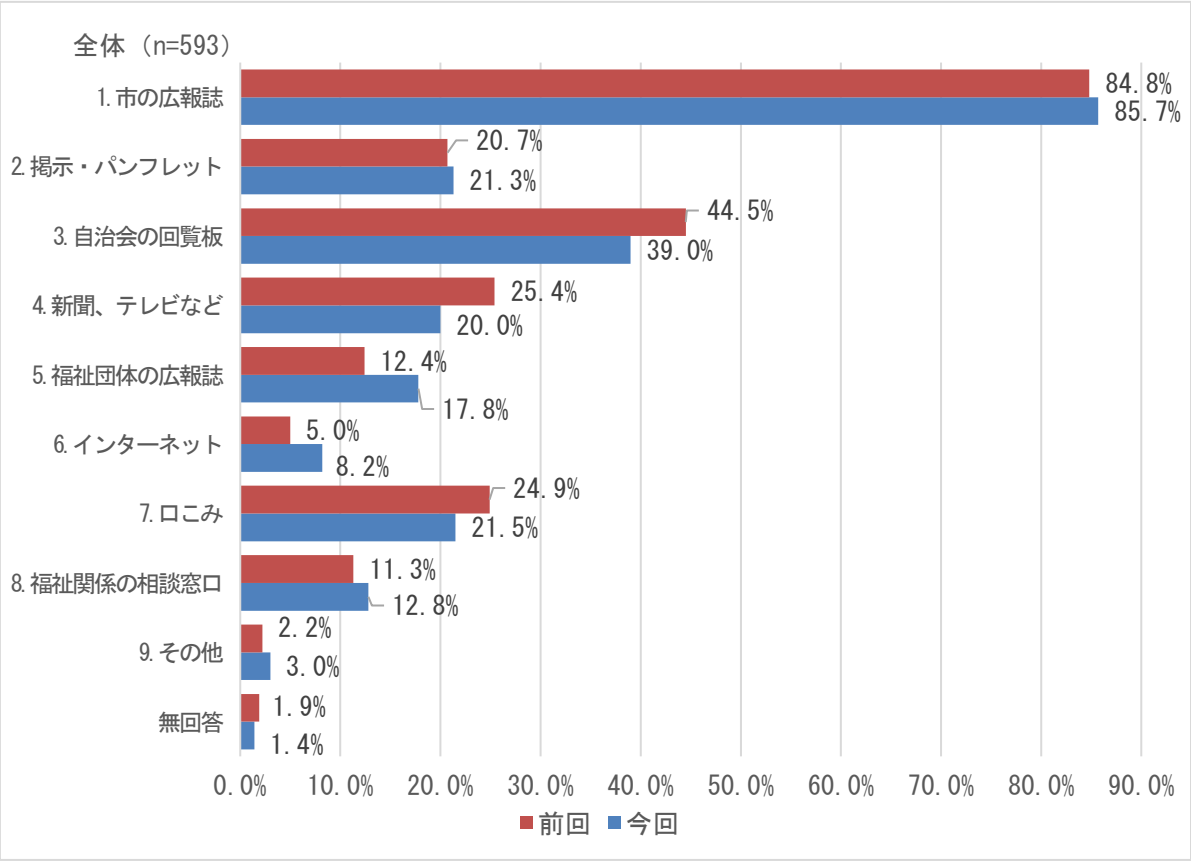

求められる方向性は？

●福祉サービスに関する情報源として、市の広報誌などがよく利用されていることから、窓口などでの情報提供と合わせ、より一層の充実が求められます。

●福祉サービスの情報提供について、社会福祉協議会も大切な役割を担っていることから、工夫を凝らしながら、今後も取り組みをより充実させる必要があります。

●福祉サービスなどを説明する際には、わかりやすい資料やパンフレット等を作成するなど、きめ細かな配慮が求められています。

みんなで取り組むことは？

福祉サービスを必要とする人が必要な情報をいつでも得られるような仕組みづくりを推進します。また、情報の入手が困難な人へのきめ細かい配慮など、わかりやすい情報を提供するための工夫と充実を図ります。

自分や家族ができること	●広報やホームページなどを見るように心がけます。 ●広報やホームページなどの内容について家族で話します。 ●どのような福祉サービス情報が必要なのかというニーズを、行政窓口に伝えるなど、積極的に発信します。
地域において取り組むこと	●回覧板を活用し、必要な情報を伝達します。 ●地域の組織や団体、民生委員・児童委員、福祉員などによる相談支援活動に努め、福祉サービスの情報提供の機会として活用します。 ●福祉サービスについて、情報交換や意見交換ができる場を設けます。
社会福祉協議会が取り組むこと	●広報誌「社会福祉かづの」で、地域内の福祉活動の実践紹介や福祉サービス情報の提供を行うなど、「地域福祉活動の見える化」を図ります。 ●「社会福祉かづの」やホームページ、パンフレットの文字を大きくし、わかりやすい文章表現とするなど工夫します。 ●小地域での座談会を定期的に開催し、福祉サービスや福祉活動に関する情報提供を行います。
行政が取り組むこと	●「広報かづの」及びホームページで、福祉サービス情報の提供の充実を図ります。 ●高齢者、障がいのある人向けに文字を大きくしたり、点訳・音訳するなど、情報の受け手の特性に合わせた福祉サービス情報を提供します。 ●福祉サービスの内容や利用の手続きの情報をわかりやすくまとめたチラシや冊子等を作成します。 ●地域の組織や団体を通じ、あらゆる機会を活用して、福祉サービスや制度の利用拡大に努めます。

（2）身近なところでの情報共有の充実

現状と課題は？

市民アンケート調査から

●地域福祉の推進役として重要な役割を担っている民生委員・児童委員については、前回に比べ「知っている」が変わらず、「仕事の内容は知らない」が1.5%の減となっています。一方で「担当委員が誰か知らない」が3.1%の増となっています。また、「知らない」、「無回答」を除くと89.2%から87.3%へ減少しています。

●「社会福祉協議会」については、前回に比べ「知っている」は2.1%の増、「名前は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない」は2.5%の減となっています。

図表 4-1-2「地区担当民生委員の認知度について」

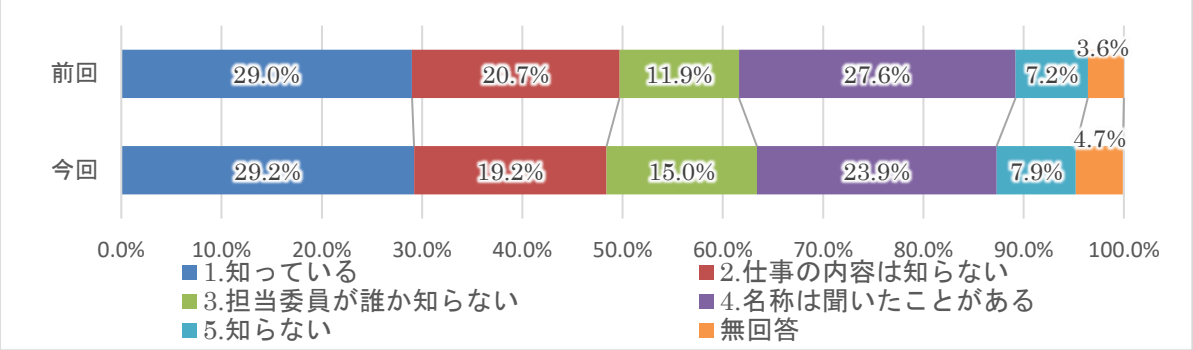

図表 4-1-3「社会福祉協議会の認知度について」

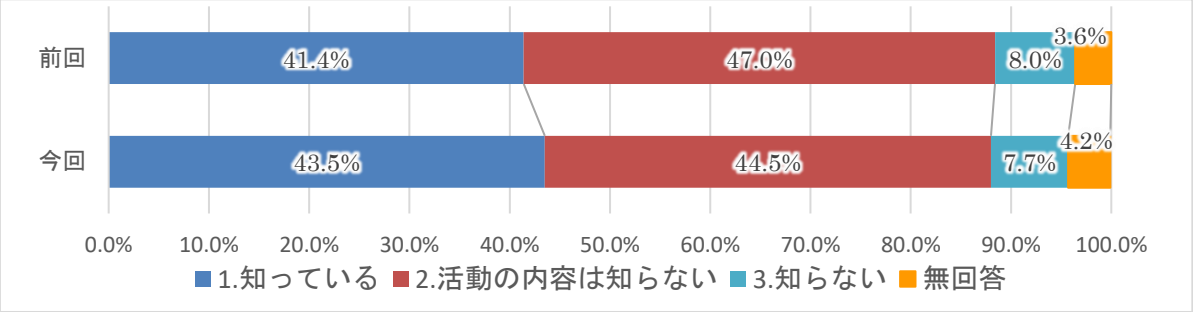

求められる方向性は？

●地域において、より充実した福祉活動を進める上で、情報交換や共有のための場を設けることが求められています。

●地域福祉活動を推進していくためには、地域に密着した活動に長年取り組んでいる民生委員・児童委員や社会福祉協議会の認知度をさらに高めていくことが大切です。

みんなで取り組むことは？

地域の各種活動や交流を通じた情報交換の場や機会を確保しながら、身近なところで情報を共有し、活用できる仕組みを構築します。

自分や家族ができること	●地域の情報に関心を持ち、地域の理解を深めるよう心がけます。 ●緊急時の連絡先等について、隣近所に伝えておくよう心がけます。 ●隣近所の人たちと誘い合って、情報交換の場や機会に参加するよう心がけます。
地域において取り組むこと	●身近な地域で、集まりの機会を積極的に設けるようにします。 ●地区の集まりなどのさまざまな地域活動や行事を通じて、身近な地域で情報交換を図るよう努めます。 ●高齢者世帯や認知症高齢者など要配慮者に対する見守り活動の充実を図るため、自治会役員、民生委員・児童委員などの間で、福祉サービスや避難行動要支援者台帳登録者（注）などの情報の共有化の仕組みを構築します。
社会福祉協議会が取り組むこと	●地域福祉実践研究セミナーを開催し、地域活動や社会資源について集約するとともに、他地区の状況について情報提供を行います。 ●自治会役員や民生委員・児童委員、福祉員などの参加による「福祉のまちづくり推進会議」を開催し、身近な地域での福祉サービスや要配慮者などの情報を共有します。 ●小地域ネットワーク活動の取り組みについて、情報提供の充実を図ります。
行政が取り組むこと	●各地区の地域活動について情報提供を行います。 ●民生委員に関する広報等を充実させ、民生委員が活動しやすい環境を作ります。 ●地域での見守り活動を行うため、民生委員・児童委員などの協力によって整備された避難行動要支援者台帳登録者（注）の情報を適切に提供します。 ●自治会役員や民生委員・児童委員、福祉員などへ適切に情報を提供したうえで、研修や学習会を開催することで個人情報を適正に管理できる体制を作ります。

（注）「避難行動要支援者台帳登録者」とは：災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者の方など（避難行動要支援者）に対して、災害情報の提供や避難等の手助けが地域の中で素早く、安全に行われる体制づくりを行うために、地域において避難支援を希望される方の台帳登録を行い、地域の自治会や自主防災組織、民生委員などの協力関係者に対して台帳を提供し、平常時の見守りや災害時の避難支援、安否確認などに役立ててもらうもの。

２　相談支援活動の推進

（１）身近な相談支援の充実

現状と課題は？

市民アンケート調査から

●日常生活の悩みや不安、困りごとの相談相手について、上位から「家族（同居）」「知人等」「親戚」「家族（同居していない）」「近所の人」が多く、その他が少ない傾向は前回から変わりありませんが、「相談できる人がいない」が微増しています。

図表 4-1-4「悩みや不安の相談相手について」

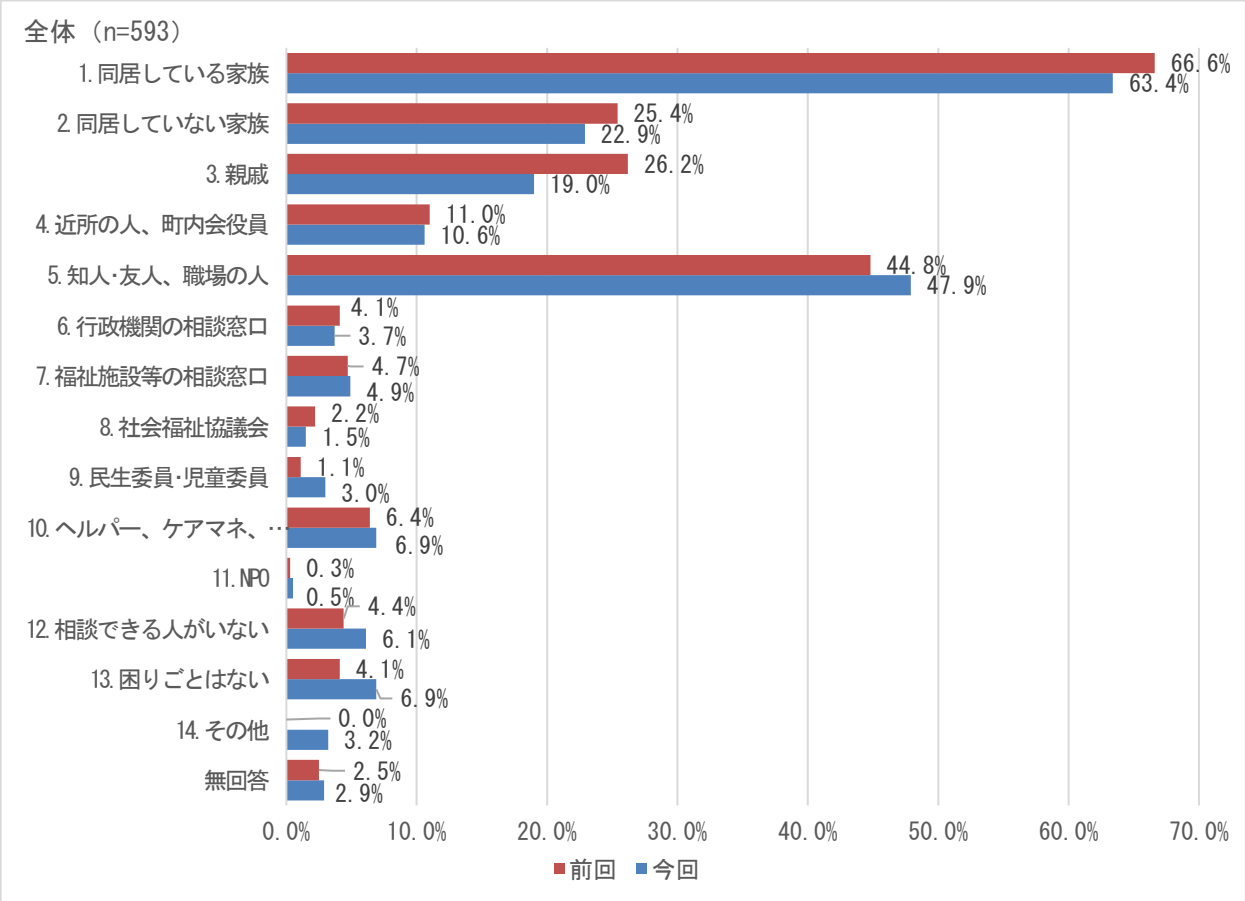

求められる方向性は？

●高齢化の進行等により、見守りや支援を必要とする人が増加していることから、家庭内での問題解決力の強化及び小地域での相談や見守りなど、地域内の相談体制や支え合い機能をより充実させていく必要があります。

●小地域ではカバーできない問題を適切に専門の相談窓口に適切につなぐ仕組みを進めていく必要があります。特に民生委員・児童委員などを中心に、地域で相談支援に携わ

る人たちが、相談を求める人たちと身近にかかわりながら、支援につなぐことができる体制づくりを進めていきます。

みんなで取り組むことは？

民生委員・児童委員など地域において相談支援に携わる人たちが、地域住民の身近な相談相手や気軽な相談窓口になるよう、地域における相談支援活動を推進します。

自分や家族ができること	●家族や親戚との付き合いを大切にします。 ●近所づきあいを大切にし、気軽に相談できる関係を築きます。 ●隣近所で、気になる人がいる場合には、見守りを心がけます。 ●困っているときには悩みを一人で抱え込まず、地域において相談支援に携わる人たちなどに相談します。
地域において取り組むこと	●相談支援に携わる人たちは、自分の役割の周知に心がけます。 ●相談支援に携わる人たちは、日頃から地域住民と信頼関係を築き、気軽に相談しやすい雰囲気づくりを心がけます。 ●相談支援に携わる人たち同士の連携の強化を進めます。 ●生活上の困りごとは、専門的な各種相談窓口へつなぎます。
社会福祉協議会が取り組むこと	●福祉員や民生委員・児童委員との連携を図ります。 ●誰もが必要なときに気軽に相談できるよう、相談窓口や相談支援に携わる人たちの周知を図ります。 ●職員の相談技術の向上を図ります。（全職員、コミュニティソーシャルワーカー（注）研修のなど）
行政が取り組むこと	●地域住民自らが住民が集う拠点を作る事業である、高齢者地域生き活きサロン事業を推進することで、住民が気軽に集まり、相談し合える場を確保します。 ●傾聴ボランティアの育成を進めます。

（注）「コミュニティソーシャルワーカー」とは：コミュニティに焦点をあてた社会福祉活動を行う者のことです。地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活圏の環境整備や住民のネットワーク化などの地域支援を行います。介護保険制度における地域包括ケアシステムや社会福祉法に位置づけられている地域共生社会など、住民主体の地域体制を進めるうえで重要な役割を果たします。

（2）相談窓口の機能充実

現状と課題は？

●市では各部門が相談窓口として、また社会福祉協議会では福祉ニーズの多様化・高度化に対応するための「ふくし総合相談窓口」を設けて相談対応を行っています。これらに加え、社会福祉協議会では市の委託事業である自立相談支援事業（2014 年度開始）及び家計相談支援事業を実施しており、現在はこの事業の支援調整会議が各部門の相談をつなぐ役割を果たしています。

●連携体制が図られた一方で、現在の体制では複合化した課題を抱える個人や世帯の課題解決に時間を要している状況です。

求められる方向性は？

●様々な課題を複合的に抱えている世帯や福祉サービスにつながらない制度の狭間にある課題などを解決していくことができるよう、課題を「丸ごと」受け止め、高齢者、障がい者、子どもなどの分野を超えて一体的にサービスを提供できる相談支援体制が求められています。

●公的支援の充実はもとより、専門職による多職種連携や地域住民等が主体となる支援など、地域全体での支援体制を進めていきます。

みんなで取り組むことは？

関係機関との連携を図り、不安や悩みを抱える人のさまざまなニーズに適切に対応できる専門性の高い相談支援を推進するとともに、相談窓口の機能充実を図ります。

自分や家族ができること	●困っているときには悩みを一人で抱えこまず、積極的に関係機関の相談窓口を利用するよう心がけます。 ●広報やホームページなどを利用して、各種相談窓口に関する知識を身につけます。
地域において取り組むこと	●生活上での不安や悩み、困りごとについて、専門的な支援が必要な場合には、各種相談窓口へつなぎます。
社会福祉協議会が取り組むこと	●相談内容の共有を図り、相談者の利便性の向上に努めます。 ●誰もが気軽に行ける相談窓口の雰囲気と相談しやすい環境を整えます。 ●相談窓口で「待っている」だけでなく、定期的に全職員による戸別訪問を行います。（アウトリーチ支援の実践） ●地域包括支援センターや生活困窮者自立相談支援機関の機能を活かし、制度の狭間の解消に努めます。 ●相談支援機関の連携を強化し、情報共有を図りながら問題解決に努めます。

行政が 取り組むこと	●研修を通して、相談窓口の担当職員の知識向上を図ります。 ●各種関係機関や団体との情報交換や連携を強化します。 ●虐待問題に対応する相談や通告窓口の周知と機能充実を図ります。 ●戸別訪問の結果を共有することで、複数課題を抱えている人の早期発見に努めます。 ●高齢者や障がいのある人、子どもの問題など、相談専門機関の機能強化を図ることはもとより、制度の狭間となる問題に対応できる包括的支援体制の整備を進めます。 ●高齢者生き活きサロン事業で出来たサロンや自治会館などを中心に、地域住民が主体となった問題や関心の共有化を進める場や体制づくりを推進します。この体制を基本にしつつ「住民に身近な圏域」における住民主体の支援体制づくりに向けた方策を検討します。

（3）福祉サービスの適切な利用の推進

現状と課題は？

●それぞれの福祉サービスの計画において、行政及び事業所が福祉サービスに対する地域住民のニーズを把握したうえで、サービス内容の充実や施設整備を行っています。地域住民が安心して暮らしていけるよう福祉サービスについて理解し、必要なサービスが利用できるよう、住民に対して情報提供していく必要があります。

●福祉サービスが多様化する中で、支援が必要な人に必要な情報が伝わることが求められています。

求められる方向性は？

●様々な課題に対して、福祉サービスをはじめとした各種支援を行うことが求められています。

●一人暮らし高齢者の地域での見守り等の支援体制の充実と適切なタイミングでの福祉サービスへの移行が求められています。

●障がいを持つ方の「親亡き後」への対応として、各種障がい福祉サービスの事前体験や、緊急時の対応が求められています。

●虐待問題など、専門性が高い福祉問題への対応については、関係機関の連携を強化することによって解決を図っていくことが重要です。

●認知症高齢者や障がいのある人の財産や権利を守るため、日常生活自立支援事業や成年

後見制度に関して周知を図り、制度利用を支援していくことが重要です。

●福祉サービスを利用するなかで、問題が生じた場合、利用者が事業者に対して弱い立場にならないよう、対等の立場で苦情や要望が言える環境を整備することが大切です。

みんなで取り組むことは？

多くの課題を解決するためには、既存の福祉サービスの利活用促進が重要です。そのため、まずは利用者のニーズに対応した適切なサービスが提供できるよう、福祉や介護のサービス事業者などが連携し、それぞれの特性を活かした事業を展開することにより、サービスの質的向上に努めます。

福祉サービスを必要とする人が、自らの意思と判断に基づき適切なサービスを利用できるよう、制度や事業に関する情報提供や啓発を行います。また、利用者の権利擁護のための制度の活用を推進します。

さらに、サービスを利用するなかで問題が生じた場合、利用者が事業者に対して弱い立場にならないよう、対等の立場で苦情や要望が言える環境を整備し、利用者の苦情への適切な対応を図ります。

自分や家族ができること	●福祉サービスを利用する際に、わからないことは問い合わせます。 ●福祉サービスに関する苦情がある場合には、苦情相談窓口などを積極的に活用します。 ●成年後見制度や日常生活自立支援事業についての知識を身に付け、必要に応じて活用するよう心がけます。
地域において取り組むこと	●個人情報の取り扱いやプライバシーについて十分に注意を払い、守秘義務を果たします。 ●福祉や介護サービス事業所の行事などに積極的に参加し、また地域の行事などに事業所からの参加を求め、交流を深めながら、地域と事業所との信頼関係を築きます。 ●地域が行う一人暮らし高齢者等の除排雪作業に積極的に協力します。
社会福祉協議会が取り組むこと	●利用者本人が住み慣れた地域で生活を継続できるように、安心と信頼のできる質の高い在宅福祉サービスの提供を進めます。 ●制度の対象にならない人に対して、自立した生活がおくれるよう、独自サービスの検討、実施に努めるとともに、住民のニーズに的確に対応していくため、新しいサービスを積極的に展開していきます。 ●円滑な日常生活自立支援事業の実施を図るため、生活支援員の質の向上と人員の確保に努めます。 ●広報「社会福祉かづの」やホームページなどを活用し、日常生活自立支援事業の利用促進に向けた周知に努めます。 ●福祉サービス提供について、利用者の苦情があった場合には、その解決に向けて適切に対応します。

	●苦情相談窓口や第三者委員などの苦情解決制度の周知を図り利用者の利便性の向上を図ります。 ●成年後見制度と日常生活自立支援事業が一体的に支援できる権利擁護センターの運営の充実を図り、利用者の利便性の向上を図ります。 ●ひきこもりやニート、不登校児等のための居場所づくりや相談窓口などの体制を整備します。
行政が 取り組むこと	●各種福祉分野にかかる個別計画（図表 1-2-1）を推進することにより、サービスの質の向上と量の確保を図ります。 ●高齢者福祉や介護の関係機関やサービス事業所などの連携強化を進めるため、地域包括ケア推進会議のさらなる機能充実を図ります。 ●高齢化の進展に備えるため、介護人材の確保を推進します。 ●健康寿命の維持、延伸のため、介護予防施策の充実を図ります。 ●児童虐待の早期発見ときめ細かい対応を図るため、要保護児童対策地域協議会等連絡体制のさらなる充実を図ります。 ●障害福祉にかかわる関係機関やサービス事業所などの連携強化を進めるため、障がい者自立支援協議会のさらなる機能充実を図ります。 ●福祉サービス事業者の選択には、第三者評価制度による評価内容を活用するよう住民へ周知します。 ●事業者に対し、福祉サービスの質の向上の必要性を周知することで、サービス向上の取り組みを推進します。 ●個人情報の取り扱いや守秘義務に関する啓発を図ります。 ●福祉サービス提供について、利用者からの苦情があった場合には、その解決に向けて適切に対応します。また、苦情解決制度について周知徹底に努めます。

第２節　基本目標２：安心安全な暮らしを支える体制づくり

１　地域福祉に関する共通課題について

（１）地域課題に対する対応

現状と課題は？　＜行政が優先して取り組むべき事項＞

市民アンケート調査から

●約半数の方が、福祉を進めるために必要なこととして「就労や活躍の場」の確保をあげています。個別意見においても少子高齢化社会を支えるため、子育て世代、高齢者、障がい者、それぞれの就労や活躍の場を求める意見があります。次いで、「高齢者の支援」「子育て支援」「地域共生社会の展開」と続いています。

図表 4-2-1「行政が福祉を進めるために優先すべき取組みについて」

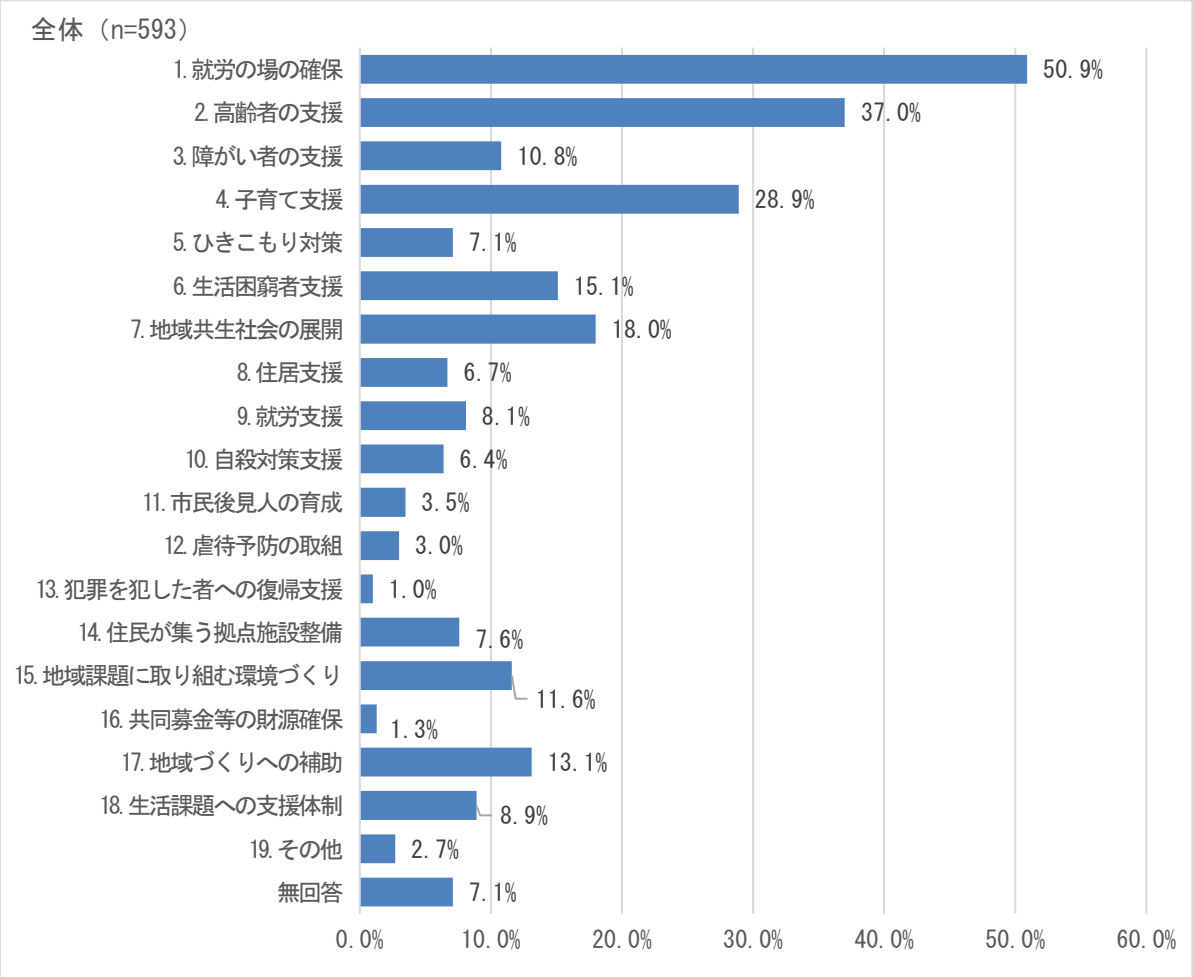

現状と課題は？　＜地域社会に期待する役割＞

市民アンケート調査から

●地域社会の役割として期待する機能については、「災害時の助け合い」が多数を占めています。次いで、高齢者の日常生活の支援などの「日頃からの助け合い」、ごみ集積所の維持管理や除雪などの「日常生活の共同作業」、「事故や犯罪の防止」と続いています。

図表 4-2-2「地域社会の役割として期待する機能について」

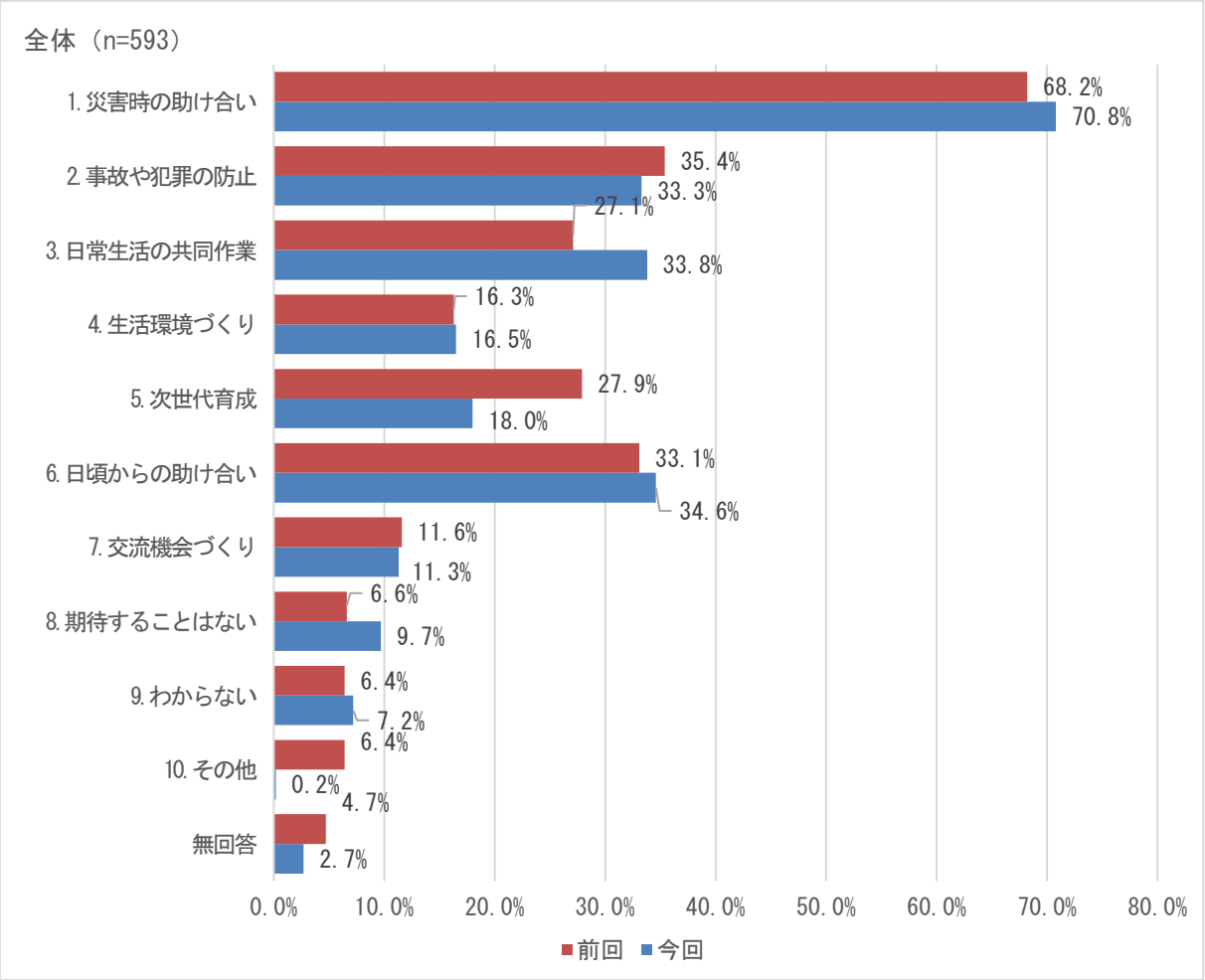

現状と課題は？　＜手助けを必要とすること＞

市民アンケート調査から

●地域の人たちへ期待する手助けは、「安否確認の声かけ」、「玄関前の掃除や除雪」、「災害時の避難支援」、「買い物・ゴミ出しなど」の順に高くなっています。前回調査にくらべ、「買い物・ゴミ出しなど」、「食事、調理の手伝い」、「玄関前の掃除や除雪」の項目の回答者が増加しています。

図表 4-2-3「日常生活が不自由になった際に近所の人に手助けをしてほしいこと」

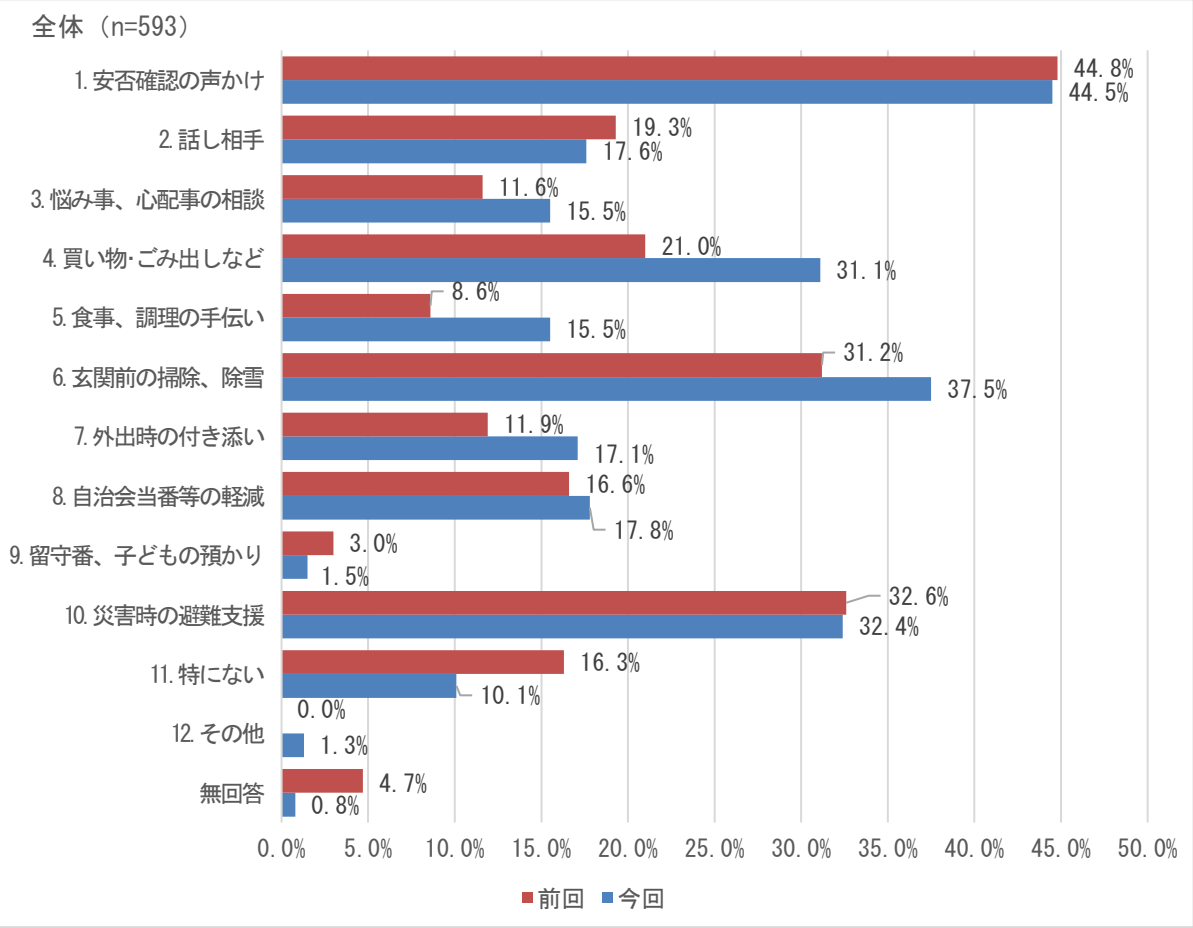

現状と課題は？　＜ワークショップによる地域課題の洗い出し＞

ワークショップから　＜p73 参照＞

●既に地域住民が取り組んでいるものとして、最も多く出された意見は、「交流の場の確保」です。サロンや、わいわいランチの活用により交流を推進しているという意見が多く出されました。次いで、「声かけ・見守り」「自治会活動」「除雪」となっています。

●住民が今後取り組みをより進めていきたいこととして最も多く挙げられたのが、「交流の場の確保」です。次いで「自治会活動」「声かけ・見守り」となっています。

●住民が他の住民に有償でも行ってもらいたいこととして、「除雪」「草刈」「交通手段の確保」などが挙げられました。

●有償でもよいので行政・社会福祉協議会に取り組んで欲しいこととして最も多く話題に上がったのが、「交通手段の確保」に関することでした。次いで「買い物支援」、「除雪」となっています。

●行政・社会福祉協議会にこれからより取り組みを進めて欲しいこととして多く話題に上がったのが、「交流の場の確保」「空き家対策」「災害対策」「自治会館の建設」となっています。

求められる方向性は？

●現状の地域の機能や既存の福祉サービスで対応できる課題や現時点では対応が行き届いていない課題など多様な課題が上がっており、これら課題の解決が求められています。

●特に充実を求められている課題としては、「就労・活躍の場の確保」「高齢者支援」「子育て支援」「安否確認などの日ごろの声掛け」「災害時の助け合い」「除排雪支援」「買い物や通院等における交通手段の確保」などがあります。

●制度的な福祉サービスや支援に加え、地域住民の理解と協力を求めながら、地域ぐるみでの課題解決が求められています。

みんなで取り組むことは？

地域の人材や資源の活用を図ることで、一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯や子育て世帯、障がいのある人などの孤立防止や、認知症高齢者の徘徊等による事故防止、虐待の早期発見や防止など、各種安心安全な暮らしに結びつく取組を推進し、安心安全な暮らしを支える体制づくりを進めます。

自分や家族ができること	●積極的に挨拶や声かけをするなど、普段から地域でのコミュニケーションを大切にします。 ●隣近所で、気になる人がいる場合には、見守りを心がけます。 ●地域の活動や行事に積極的に参加するよう心がけます。
地域において取り組むこと	●ごみ出しや買い物など、日常生活でさまざまな困難をともなっている世帯にできる範囲で協力するなど、身近な地域での支え合い、助け合いの取り組みを進めます。 ●民生委員・児童委員や福祉員、老人クラブなどの連携により、一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯や子育て家族、障がいのある人などの見守りや相談支援活動を推進します。 ●地域全体で日常時の見守りや相談支援活動、緊急時に対応できる体制を築きます。 ●地域において見守り活動を組織的に進めていくため、見守りネットワークの構築に向けて行政や社会福祉協議会との協議の場を設けるよう努めます。 ●商店や宅配業者などの事業者は、その事業活動で、高齢者などの日常生活の困難を軽減するため、買い物支援などのサービスを工夫するよう努めます。 ●郵便局や宅配業者、ガス会社などの見守りネットワーク協定締結事業所は、その事業活動を行いながら、配達時の声かけや異常を感じた時の通報など見守り活動に寄与するよう努めます。 ●高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待を防止するため、気になる家庭については、地域において相談支援に携わる人たちと近隣者が協力しながら、声かけや見守りを進めるとともに、虐待、もしくは虐待と思われる様子を発見したときには、警察や児童相談所、市の窓口へ速やかに連絡します。
社会福祉協議会が取り組むこと	●福祉員の役割や機能の強化のための福祉活動実践研究セミナーなど各種研修を行います。 ●行政と連携して見守りネットワークの構築に向けた取り組みます。 ●民生委員・児童委員や福祉員などの役割を住民に周知することで、見守り活動や見守りネットワークならびにこれらに対する情報提供への理解と協力を求めます。

行政が 取り組むこと	●ハローワークと連携することにより、高齢者、障がい者、生活困窮者等、就労に困難を抱えている方の就労の場の確保に努めます。 ●既存の福祉サービスを活用することで高齢者、障がい者等の活躍場の確保に努めます。 ●既存の福祉サービスの狭間となる課題を抱えている方も支援できる包括的支援体制を整備します。 ●地域からの虐待に関する通告に対し、迅速かつ統一した対応ができる体制づくりを進めます。併せて虐待を行ったものが抱える課題にも着目し、家族全体の状況からその家族が抱えている問題を理解し、家族に対して長期的支援を行う体制づくりを進めます。 ●地域住民が集う拠点を住民自らが作る事業である、高齢者地域生き活きサロン事業を推進します。 ●社会福祉協議会や地域と連携協力して見守りネットワークの構築に向けた取り組みを進めます。また、このネットワークに携わる民生委員・児童委員、福祉員などの役割について住民に周知し、活動への理解を求めます。 ●高齢者等宅向けの間口除雪や雪下ろし、排雪支援対策について周知を図ります。 ●自治会等が主体となって運行する地域乗合交通の導入（平成 29 年度実績：１自治会）や福祉タクシー券事業等により、交通弱者の公共交通手段の確保に努めます。

（2）災害時における避難行動要支援者支援制度の推進

現状と課題は？

2012 年度より災害時要支援者台帳（現：避難行動要支援者台帳）の整備を進めており、2018 年 12 月５日現在で 1,502 人について個別の支援計画が策定済みです。

求められる方向性は？

●災害時の援護活動を円滑に進めるためには、平常時における備えの充実を図っていくことが求められています。

●地域防災計画に基づき、避難行動要支援者の事前登録制度（注）を周知するとともに、登録への働きかけや個別支援計画の策定を広く呼びかける取り組みが必要です。

●災害時の円滑な援護活動の推進のため、正確で速やかな情報提供が求められています。

（注）「避難行動要支援者の事前登録制度」とは：災害時に避難や情報収集に支援が必要な人（避難行動要支援者）が自身の情報を事前に市に登録し、市がその情報を地域の関係者（自治会・民生委員・避難支援者）に提供することで、災害時に地域において、要支援者が安否確認や避難支援などの必要な支援を受けられるようにするもの。

みんなで取り組むことは？

平常時から地域で協力して避難支援体制や連絡体制を整えるとともに、防災などに関する情報を提供し、災害発生時や緊急時の支援体制の強化を図ります。

自分や家族ができること	●災害時にはすぐ避難できるよう、防災用品・避難場所・避難経路を確認します。 ●家族のなかに避難行動要支援者がいる場合は、避難行動要支援者台帳への登録手続きを行います。
地域において取り組むこと	●避難行動要支援者台帳未登録の住民で支援が必要と思われる方がいる場合、この制度を説明し、登録を勧めます。 ●一人暮らしの高齢者や障がいのある人など、災害時や緊急時の要支援者についての情報を地域で共有し、地域全体で災害時や緊急時に対応できる体制を築きます。 ●防災のための教室やセミナーを開催し、地域での防災意識を高めます。
社会福祉協議会が取り組むこと	●一人暮らしの高齢者や障がいのある人など、災害時や緊急時の避難行動要支援者について地域包括支援センターなどの各相談機関と情報を共有します。 ●災害時や緊急時の地域での支援活動を円滑に実施するため、行政と連携し、小地域ネットワークの活動を推進します。 ●日赤奉仕団などの協力を得て、学校や市民センターなどでの炊き出し訓練や救急救命講習などを行い、日頃からの災害に備えた意識を高める取り組みを推進します。 ●災害時や緊急時における災害ボランティアセンター運営のマニュアルを整備するとともに、万一に備えて同センターの開設準備訓練を定期的に行います。

行政が 取り組むこと	●避難準備情報などの伝達訓練を実施するとともに、避難場所などについて周知し、避難場所にすぐ避難できるような体制を整えます。 ●避難行動要支援者の対象となる人たちを把握し、緊急時の連絡体制を整えるとともに、要支援者台帳登録者の更新を行います。また地域住民の協力を得ながら個別支援計画の作成を進めます。 ●避難所のトイレ等を高齢者や障がいのある人が使いやすいように計画的に整備します。 ●災害時の生活が困難な高齢者や障がいのある人などの福祉避難所として、民間の福祉施設を指定できるよう、施設側と協議を進めます。 ●自主防災組織活動の活性化を図るため、自主防災訓練への支援を行います。 ●住民の防災意識を高めるため、関連する広報活動や講座を開催するなど、各種の啓発活動を行います。 ●災害時や緊急時の対応に関する学習会や訓練などを行います。 ●災害時や緊急時の地域での支援活動を円滑に実施するため、社会福祉協議会や事業者等と連携して小地域ネットワークの活動を推進します。

（3）生活困窮者対策の推進

現状と課題は？

生活保護の保護率は 2015 年度をピークに減少傾向にありますが、高齢者及び障がい者・疾病者の受給者数が増加傾向にあります（図表 4-2-4）。また、2015 年度から、生活全般にわたる困りごとの相談を受け付ける制度として、生活困窮者自立支援制度 (注) に基づく自立相談支援を開始し、さらには 2016 年度からは家計相談支援事業も開始しています（図表 4-2-5）。

また、長期にわたるひきこもり (注) など、社会生活に参加する上で困難を有する若者については、平成２６年度に地域の実情に通じた民生委員・児童委員や主任児童委員（以下「民生・児童委員等」という。）に対するアンケート形式の調査を実施しています（図表 4-2-6、4-2-7）。調査時点で、市全体では 54 人、47.8%の民生・児童委員等が、受け持ちの地域内に困難を有する若者が「いる」と回答しており、10 人が該当していました。これに対応するため、平成２７年度から若者等相談支援事業を行っています。

（注）「生活困窮者自立支援制度」とは：平成 27 年 4 月に生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者（現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者）一人ひとりの生活の自立に向けた自立相談支援をはじめ、就労準備支援、家計相談支援、子どもの学習支援、一時生活支援等の「貧困」などの課題に対応する包括的支援が制度化されています。

（注）ひきこもりとは、仕事や学校に行けず家に籠り、家族以外とほとんど交流がない状態が6か月以上続いた場合を定義としています。

図表 4-2-4「生活保護受給者の内訳と保護率」

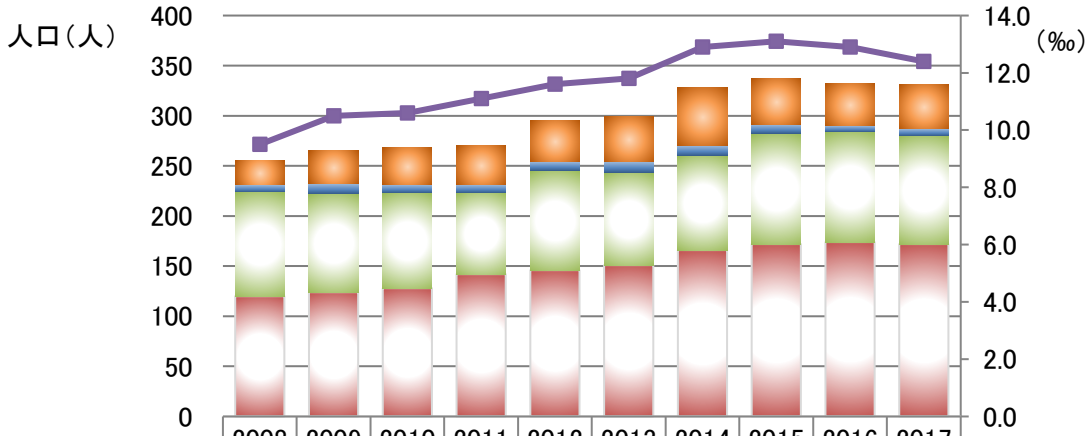

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
合計	255	265	268	270	295	299	328	337	332	331
その他	24	33	37	39	41	45	58	46	42	44
母子・父子	7	10	8	8	9	11	10	9	6	7
障がい者・疾病者	104	98	95	81	99	92	94	110	110	108
高齢者	120	124	128	142	146	151	166	172	174	172
保護率	9.5	10.5	10.6	11.1	11.6	11.8	12.9	13.1	12.9	12.4

資料：鹿角市福祉課

各年７月１日時点。ただし保護率はそれぞれの年度平均。

図表 4-2-5「生活困窮者自立支援事業の相談実績」

	2015 年度	2016 年度	2017 年度
相談件数	116	81	91
相談のみ	106	70	80
支援プラン作成	10	11	11
うち家計相談		6	6

資料：鹿角市福祉課

図表 4-2-6「困難を有する若者の該当の有無」

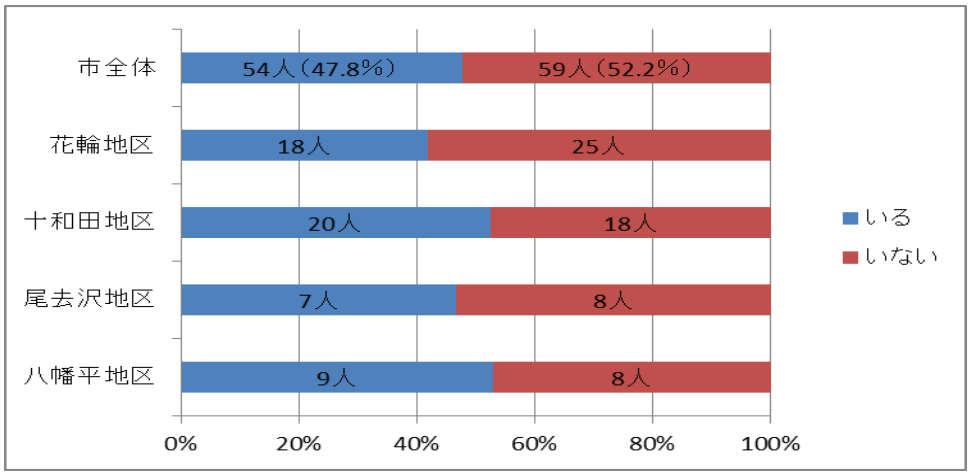

資料：鹿角市福祉課

図表 4-2-7「困難を有する若者の該当者の人数」

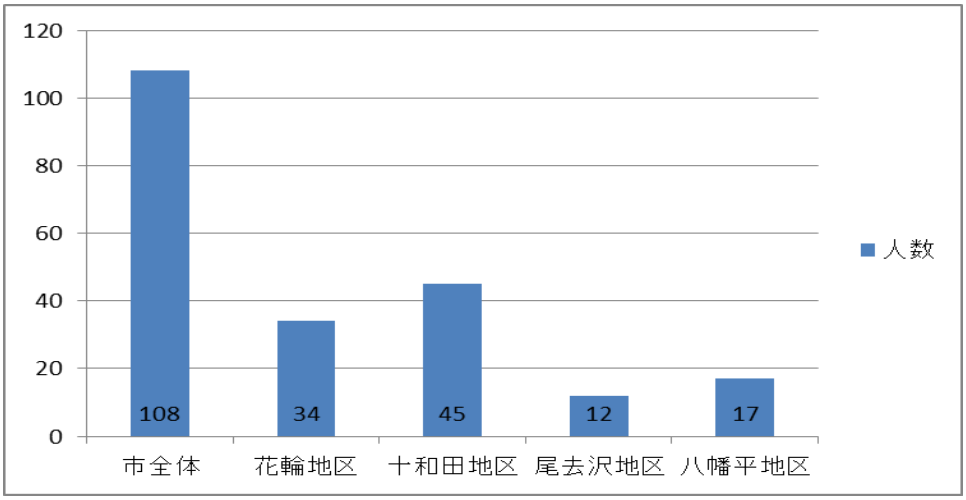

資料：鹿角市福祉課

求められる方向性は？

●生活困窮者の早期発見に努めるとともに、生活困窮者が抱える多様な問題に対応すべく包括的・継続的な支援を行い、経済的な自立だけではなく社会的にも自立した生活が行えるよう、支援の充実を図ることが求められています。

●ひきこもりやニート等の状態にある本人や家族に対して、相談支援体制の強化が求められています。

●各分野横断的に相談・支援できる体制づくりが求めれています。

みんなで取り組むことは？

一人の支援員の支援には限界があり、多くの人々と連携、協働して解決に当たる必要があることから、「一人ひとりの問題」を「私達の問題」としてとらえ、問題の共有化を図り地域の問題としての支援の仕組みづくりを進めます。

自分や家族ができること 地域において取り組むこと	●積極的に挨拶や声かけをするなど、普段から地域でのコミュニケーションを大切にします。 ●隣近所で、気になる人がいる場合には、相談機関につなげます。
社会福祉協議会が取り組むこと	●福祉ニーズの多様化・高度化に対応するため、各種専門資格保有者が生活困窮者に対して専門的に相談対応を行い、必要な場合は関係機関に引き継いで支援します。 ●自立相談支援事業及び家計相談支援事業を活用し、一人ひとりの状況に応じて、経済的な問題だけでなく、心身の問題、家族の問題などさまざまな問題を抱え生活に困っている方へ「寄り添い型」の相談支援を行います。 ●不登校・ひきこもりやニート等の状態にある本人や家族に対して、スクールソーシャルワーカー(注)等やNPOの協力を得て、個別相談会や居場所の提供、家族会等の組織作りを行うことで、支援の強化を図ります。
行政が取り組むこと	●生活保護受給者及び生活困窮者の自立支援を図ります。次いで就労訓練事業、職親制度の活用やジョブトレーニング等による就労支援の充実を図ります。 ●子どもの貧困対策のため、子育て世代包括支援窓口等において生活支援に関する相談事業を行います。関係機関と連携し、自立支援、就労支援や学習支援を行います。 ●ひきこもりやニート等の状態にある方の状況把握に努めます。 ●各分野横断的に相談・支援できる体制づくりを行います。

（注）「スクールソーシャルワーカー」とは：児童・生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童・生徒の社会環境を構成する家族や、友人、学校、地域に働きかけ、福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職。

（4）自殺対策の推進

現状と課題は？

過去 10 年間の自殺率（人口 10 万人当たりの自殺者数）の推移をみると、2009 年、2010 年、2015 年、2017 年で秋田県平均を下回っているものの、そのほかの年では秋田県平均を上回っており、また全ての年で全国平均を上回っている状況です。

図表 4-2-8「自殺率の推移」

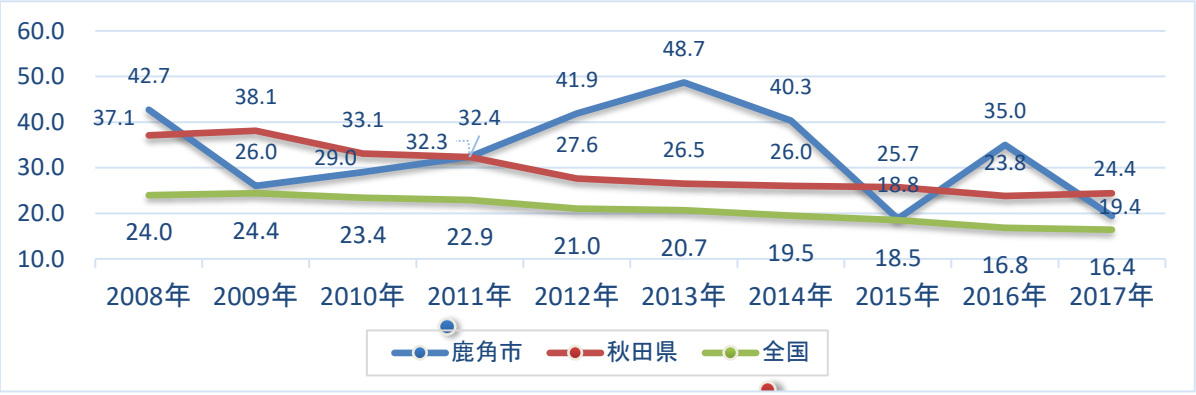

資料：人口動態統計

求められる方向性は？

●自殺の主な要因とされている健康問題、離職、経済問題、人間関係に対する悩み等を抱える人に対する相談支援体制の充実を図ることが求められています。

●家庭や職場、地域内などで、自殺の予兆に気づき、早期に関係機関へつなぐ体制づくりが求められています。

みんなで取り組むことは？

自殺の要因となり得る生活困窮、健康問題、いじめ・暴力、ひきこもりなど様々な背景もあることから、地域共生社会の実現に向けた取組や、医療・福祉・保健・司法など様々な関連分野と連携し取組みを進めます。

自分や家族ができること 地域において取り組むこと	●積極的に挨拶や声かけをするなど、普段から地域でのコミュニケーションを大切にします。 ●隣近所で、気になる人がいる場合には、相談機関につなげます。
社会福祉協議会が取り組むこと	●生活困窮者等に対する相談支援業務から、適切に関係機関に引き継いで支援します。
行政が取り組むこと	●秋田県が推進する「心の健康づくりと自殺予防対策」と連携を行なった上で、関係機関と連携し、総合的な相談支援体制の充実・強化を図ります。 ●保健師による訪問活動をはじめ、自殺予防の普及啓発や相談支援等を実施します。

（5）再犯防止対策の推進

現状と課題は？

全国的に再犯者率が上昇していることを背景に、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進により、国民が犯罪により被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目的に「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成 28 年 12 月に施行されました。矯正施設等の退所者に対する地域福祉の視点を踏まえた分野横断的な相談支援体制の構築及び再犯防止計画の策定が努力義務とされています。

求められる方向性は？

●立ち直りの機会の醸成には市民からの、「更生保護（注）」活動に対する理解・協力が必要となります。

●各分野横断的に相談・支援できる体制づくりが求めれています。

（注）「更生保護」とは：犯罪を犯した者や非行のある少年が、実社会の中で健全に更生できるように支援し、再犯の予防を図るための活動のことです。

みんなで取り組むことは？

犯罪や非行をした人の立ち直りを社会の中で見守り、地域の中で支えていく取組として、保護司会を中心に、更生保護女性会、協力雇用主会など、様々な地域のボランティアが協力して、更生保護に関する取組みを進めます。

自分や家族ができること 地域において取り組むこと	●「更生保護」活動に関心を持ちます。
社会福祉協議会が取り組むこと	●生活困窮者等に対する相談支援業務から、適切に関係機関に引き継いで支援します。 ●地域での生活が送れるよう、自治会への働きかけや生活支援を行い自立へ向けたサポートを各関係機関と一緒に進めていきます。
行政が取り組むこと	●国、県の状況を見定め、適切な時期に再犯防止計画を策定します。 ●過去に罪を犯した人たちの立ち直りを助け、再び犯罪や非行に陥ることを防ぐ「更生保護」活動を周知します。 ●保護司会も含めた関係機関と連携し、再犯防止も含めた分野横断的な相談支援体制を整備します。

（6）権利擁護の推進

現状と課題は？

高齢者や障がい者等が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、2014 年 9 月に開設した法テラス鹿角法律事務所及び 2015 年 4 月に開始した鹿角市社会福祉協議会の権利擁護センターなど関係機関と連携を密に図りながら、専門的・継続的な視点から総合的な権利擁護（注）のための支援を行っています。

また、2012 年からは成年後見制度等利用支援事業を開始し、市長申立て費用及び報酬助成を行っています。

（注）「総合的な権利擁護」とは：認知症高齢者の増加、知的障がいや精神障がいのある方などの地域生活移行が推進される中、判断能力が十分でない方々に対して生活支援を行うためには、地域内での権利擁護に対する理解促進や支援体制づくりが必要であり、その中で、地域に求められる主な役割や対応としては以下のとおりです。

- 地域生活に移行する権利擁護が必要な対象者への理解促進
- 権利擁護センター、成年後見総合センターなどの専門機関や市民後見人と連携した、権利擁護に関する配慮、支援が必要な対象者を地域で見守る支援体制づくり

図表 4-2-9「法定後見人の受任件数」

	人口（A）H30. 7. 1	法定後見利用者（B）				任意後見	家裁管轄	法定後見利用者割合（B/A）
			後見	保佐	補助			
全国	126,592,000	207,774	165,211	32,970	9,593	2,516		0.164%
秋田県	983,000	1,021	885	106	30	7	秋田家裁	0.104%
鹿角市	30,411	30	28	2	0	0	鹿角出張所	0.099%

図表 4-2-10「成年後見人制度の認知度」

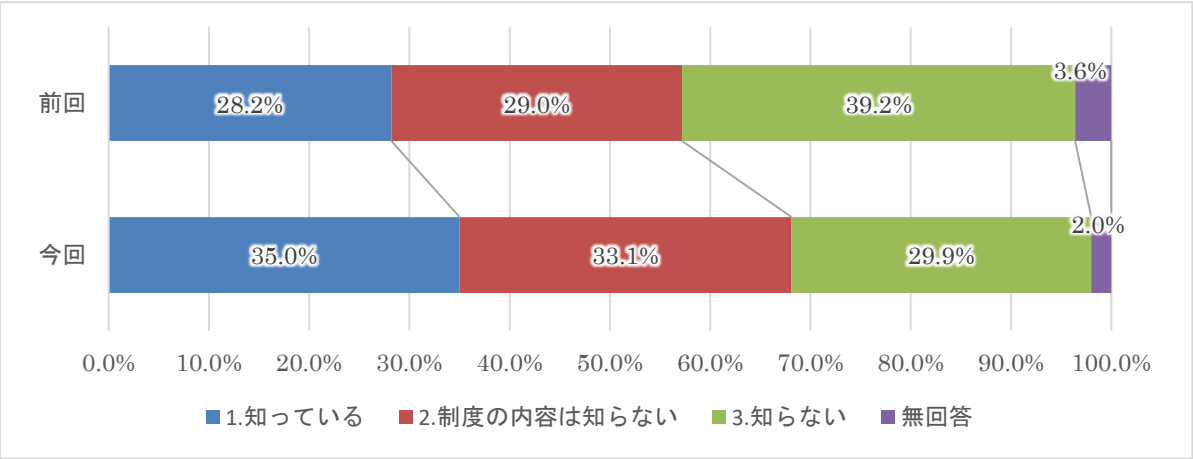

求められる方向性は？

●地域のニーズに応じた成年後見制度の利用の促進と中核機関の設置・運営のあり方について、検討する必要があります

●各分野横断的に相談・支援できる体制づくりが求められています。

みんなで取り組むことは？

誰もが平等で明るく幸せに暮らせる社会を築いていくには、住民それぞれがお互いの人権を認め合い尊重していくことが大切です。そのためには住民への人権教育・啓発を行うとともに、権利擁護のための制度の周知と利用援助が必要であり、また、虐待を含む権利擁護を必要とする人の早期発見の仕組みや早期に適切な対応がとれる体制づくりを進めます。

<table>
<tr><td>自分や家族ができること</td><td rowspan="2">●積極的に挨拶や声かけをするなど、普段から地域でのコミュニケーションを大切にします。
●隣近所で、気になる人がいる場合には、相談機関につなげます。</td></tr>
<tr><td>地域において取り組むこと</td></tr>
<tr><td>社会福祉協議会が取り組むこと</td><td>●権利擁護センターを運営することで、日常生活自立支援事業と成年後見制度を一体的に実施し、物忘れ等により判断能力が低下した方や親族等の援助が受けられない方々への財産管理や身上監護の援助を行います。
●法人後見事業において、利用者の財産管理や身上監護を行うことが必要かつ適切な場合や、本人に身寄りがなく、成年後見人の適切な候補者を見つけるのが難しい場合に後見人を受任し、被後見人の財産や権利を守ります。</td></tr>
<tr><td>行政が取り組むこと</td><td>●成年後見制度を周知します。併せて成年後見市長申立て及び成年後見制度等利用支援事業を周知します。
●関係機関と連携し、成年後見制度の相談支援を行います。
●国、県等の状況を見定め、適切な時期に中核機関を具体的に規定した成年後見制度利用促進基本計画を策定することで、成年後見制度利用を促進します。
●市民成年後見人を含めた成年後見人の養成を検討します。</td></tr>
</table>

第３節　基本目標３：誰もが気軽に参加できる環境づくり

１　交流やつながりの充実

（１）地域活動やボランティア活動の推進

現状と課題は？

市民アンケート調査から

●近所の人との付き合いの程度については、「会話や挨拶をする」が最も多く、ついで「軽易な相談ならできる」、「本当に困ったら助けてくれる」となっています。前回にくらべ、「どんなときも相談できる」が１ポイントの増、「軽易な相談ならできる」が 2.6 ポイントの減となっています。

図表 4-3-1「隣近所との普段の付き合いの程度について」

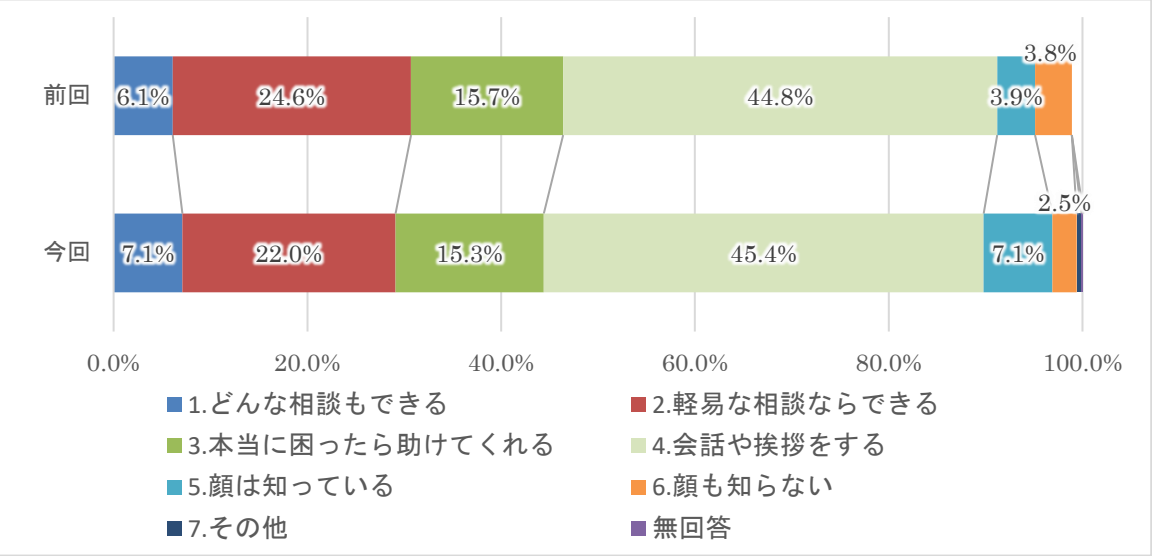

市民アンケート調査から

●地域活動への参加状況は、「自治会などの地域自治活動」が最も多く、次いで「老人クラブ、婦人会、青年会などの住民同士の親睦活動」、「子ども会、ＰＴＡ、学校協力活動（地域団体の活動）」となっています。前回アンケートに比べ、「自治会などの地域自治活動」と答えた方の割合が 9.1 ポイント増加しています。

一方で、「参加していない」が 31.3%となっています。

図表 4-3-2「地域活動への参加状況について」

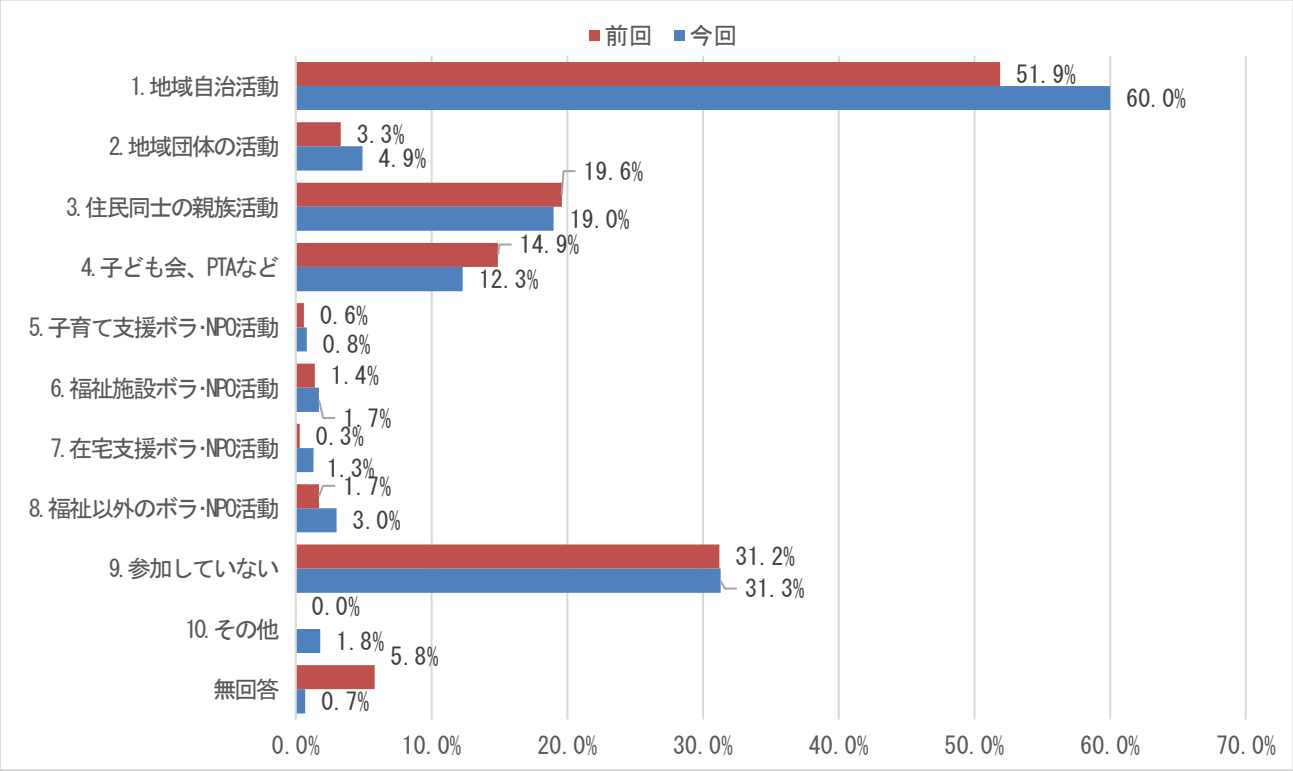

市民アンケート調査から

●地域活動への参加を求められた場合は、「内容によっては参加する」が最も多くなっています。次いで「輪番制などで断れないので参加する」、「積極的に参加する」と続いています。前回に比べ「積極的に参加する」が 6.1 ポイントの増、「内容によっては参加する」が 7.8 ポイントの減となっています。

図表 4-3-3「地域活動への参加を求められた場合について」

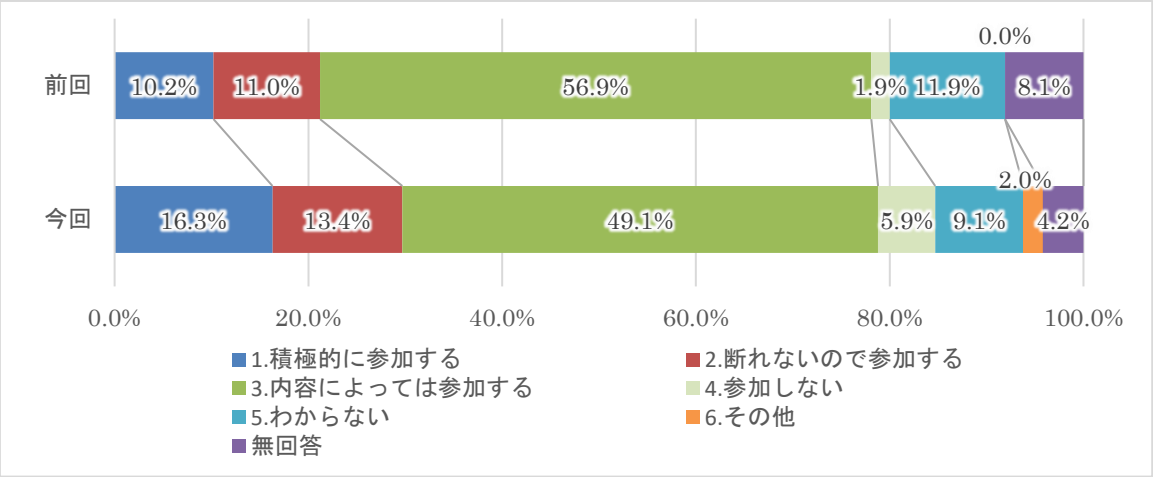

市民アンケート調査から

●地域活動に参加する際に支障になることとしては、「仕事のため時間がとれない」が最も多くなっています。ついで「健康や体力に自信がない」、「活動がわからない」、「わずらわしい」が続いています。前回に比べ仕事を理由と回答した方は 8.1 ポイント減少しています。

図表 4-3-4「地域活動に参加する際に支障になることについて」

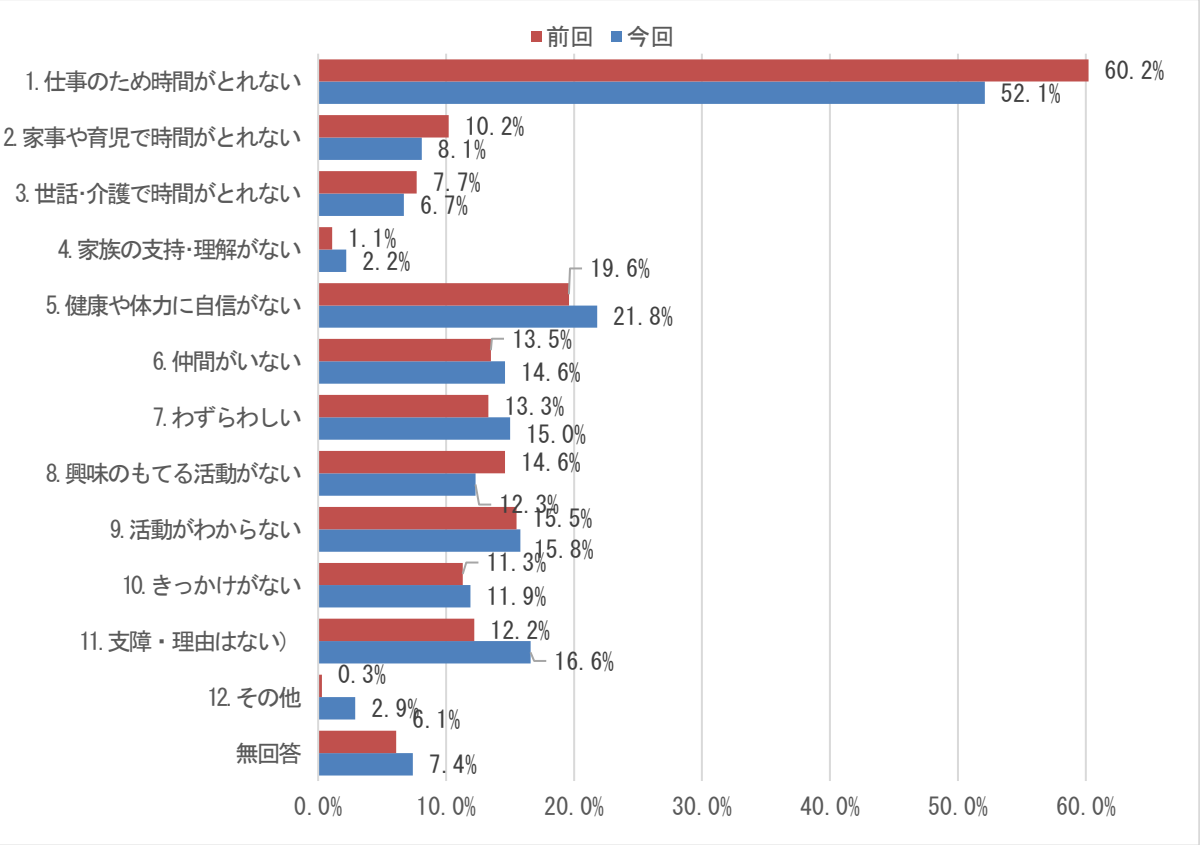

ワークショップから

●地域でこれから特に行いたい事として、「担い手」に関することがあげられました。具体的な意見としては、「後継者がいない」、「役員の成り手を育てる」等が課題として挙げられました。

求められる方向性は？

●地域福祉に関する活動に誰もが気軽に参加できる環境づくりのため、地域活動の活性化を進める取り組みが求められています。

●地域活動やボランティア活動にかかわっていきたいと希望する人は、実際に活動をしている人よりも多いものと考えられることから、きっかけづくりが大切となります。

●仕事をしている人については事業所からの理解も必要となります。
●活動の場所や時間帯を工夫することで、若い世代も含め、多くの人たちの活動への参加を期待できる状況がうかがえることから、仕事や家事などを抱えていても、参加しやすい工夫が求められています。

みんなで取り組むことは？

地域活動の活性化を図るため、地区や各種団体などとの交流・連携を深めます。また、身近な地域において、世代交流など、年齢の違いや障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽に集い、ふれあいを深めることができる場や機会の充実を図ります。

自分や家族ができること	●地域の伝統行事や地域活動への関心を深め、周囲にも声をかけながら、積極的に参加するよう心がけます。 ●子どもとともに地域行事に参加するなど、親子でふれあう時間を大切にします。 ●家庭生活のなかで、奉仕の精神を育む機会を持つよう心がけます。 ●社会福祉協議会などで開催しているボランティア養成講座に積極的に参加します。 ●趣味や経験を活かして、ボランティアに登録します。
地域において取り組むこと	●地区のよりあい(注)への参加を呼びかけ、同世代や異世代間交流を進めます。 ●地域行事や各種イベントのときなど、隣近所で声かけをし、参加しやすい雰囲気をつくります。 ●地域や自治会で行われている活動や行事について周知し、参加を促します。 ●誰もが参加しやすいような地域行事を企画し、地域全体の交流が広がる取り組みを行います。 ●異世代が交流できるような地域行事を企画し、世代が異なるもの同士が互いに理解を深め合う場や機会を設けます。 ●若い世代にも理解と協力を求めながら、伝統行事を継承していきます。 ●地域での集まりや活動、行事については、多様なライフスタイルのあり方を尊重しながら、多くの人たちが参加できるよう工夫します。 ●地域の行事等を通じて、ボランティアに参加しやすいきっかけづくりを進めます。 ●団塊の世代や高齢者の経験や能力を地域活動に活かす場を設けます。 ●繋がりがある自治会同士で連携・協力に努めます。 ●転入世帯に対する地域の活動や行事などの説明の機会を設け、地域への関心を高めます。

社会福祉協議会が 取り組むこと	●各地区の地域交流活動を支援し、その輪を広げていきます。 ●年齢の違いや障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽に集える交流の場づくりを支援します。 ●自治会等で行われている活動や行事について周知します。 ●地域活動や地域福祉活動のリーダー育成に努めます。 ●他の地域で取り組んでいる活動を成功事例として紹介し、活動の充実を図ります。 ●地域活動や地域福祉活動のリーダー役となる人たちに向けた学習会や研修などの充実を図ります。 ●地域住民と、地区や各種団体などが連携した活動を支援します。 ●市内で活動するボランティア団体と連携を図り、ボランティアの楽しさを伝える取り組みを行うとともに、ボランティア活動の実践への支援を行います。 ●各種ボランティア養成講座の開催とボランティア活動の支援者となるコーディネーターの育成に努めます。また、コーディネート機能のさらなる充実を図ります。 ●生活支援コーディネーターによる、地域ニーズの把握と新たな生活支援サービスの構築へ向けたボランティアの養成を図ります。
行政が 取り組むこと	●地区や自治会で行われている活動や行事について周知します。 ●自治会振興交付金や自治会元気づくり応援補助金、コミュニティ推進事業費補助金などの地域活動を支援する補助制度を周知します。 ●ボランティア活動に参加している人の生の声を伝えるなど、ボランティア活動に関するさまざまな広報活動の充実を図ります。 ●ボランティア育成のための支援を行います。

（注）「よりあい」とは：話し合いや親睦のために人々が集まること。

（２）福祉施設や社会福祉法人等による地域活動の推進

現状と課題は？

市民アンケート調査から　図表 4-3-5

●「地域にある福祉施設（保育所、老人福祉施設など）は地域社会とどのように関わっていけばよいと思いますか」という設問に対し、「行事への参加と協力」が最も多く、次いで「災害時の避難受け入れなど」、「日常的な交流」、「相談体制の充実」となっています。

事業所アンケート調査から　図表 4-3-6

●「地域住民との交流」は、ある程度までを含めると 59%の事業所が交流していると答えています。「行事への参加」は、ある程度までを含めると 61%の事業所が参加していると答えています。

図表 4-3-5「地域にある福祉施設（保育所、老人福祉施設など）は地域社会とどのように関わっていけばよいと思いますか」

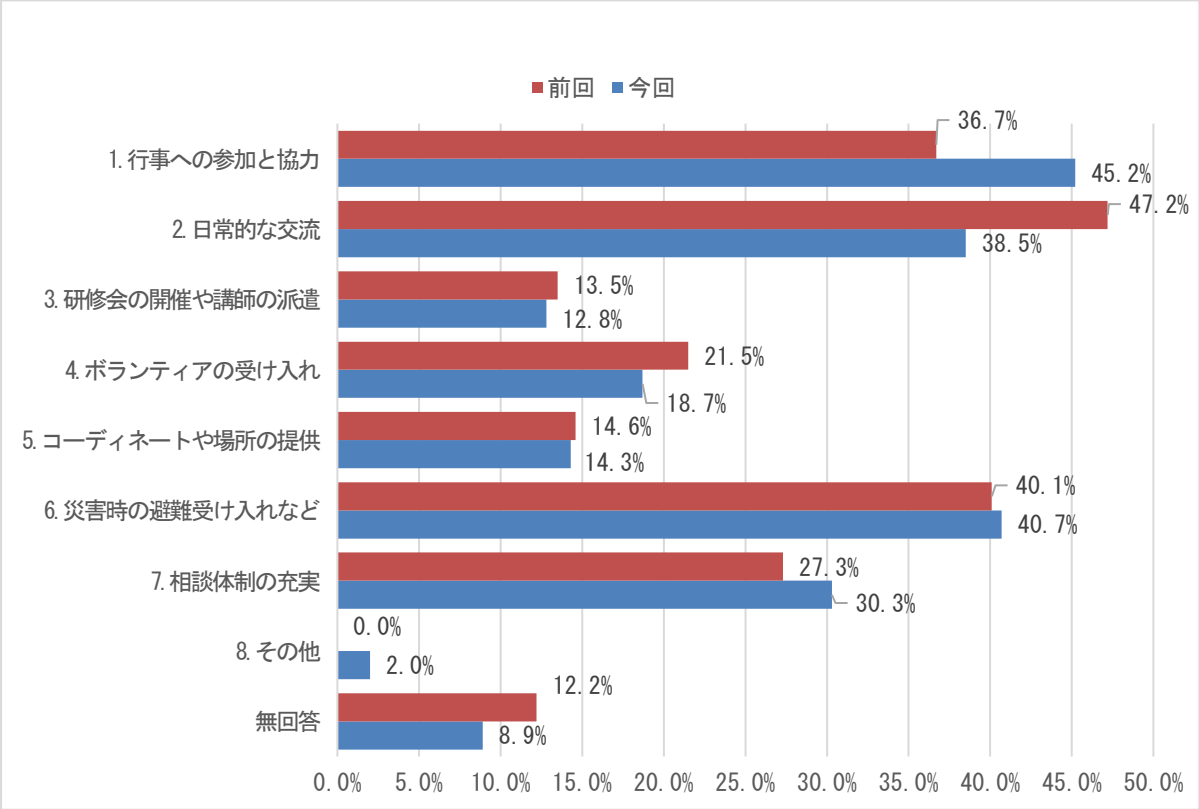

図表 4-3-6「福祉施設等へのアンケート結果」

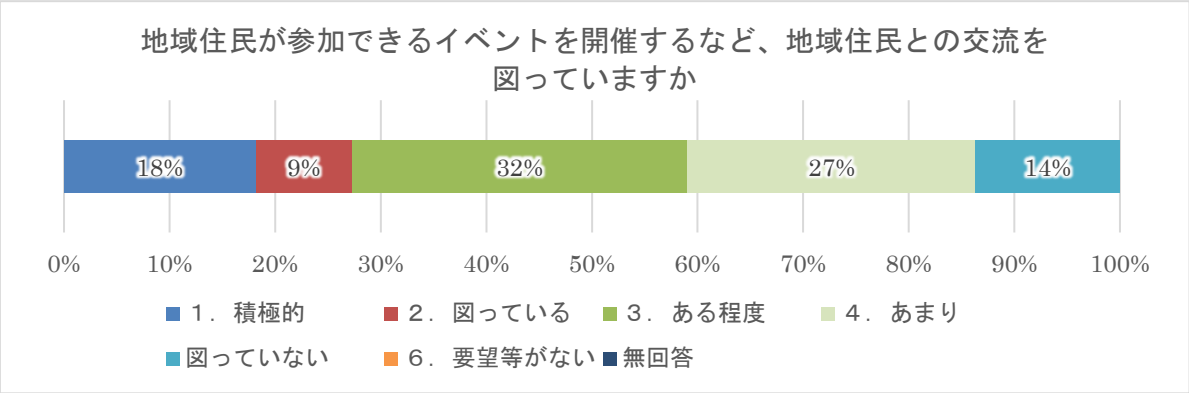

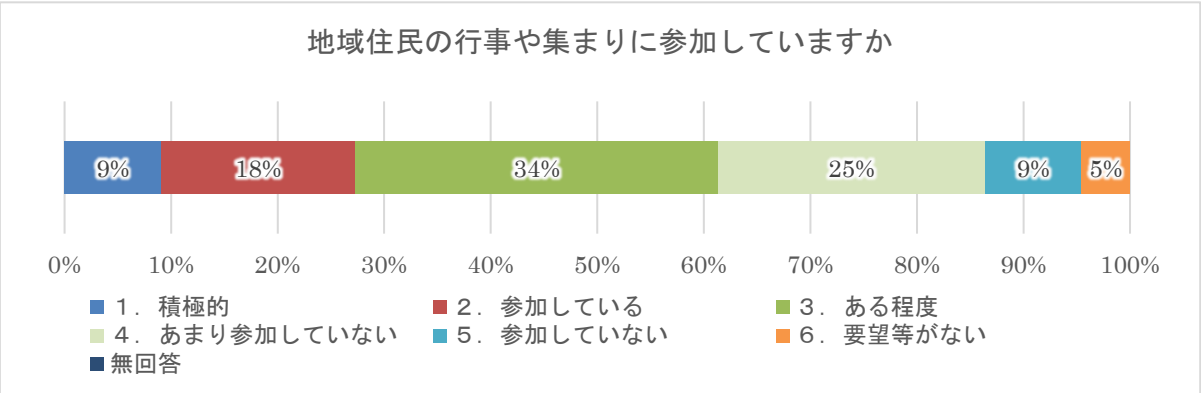

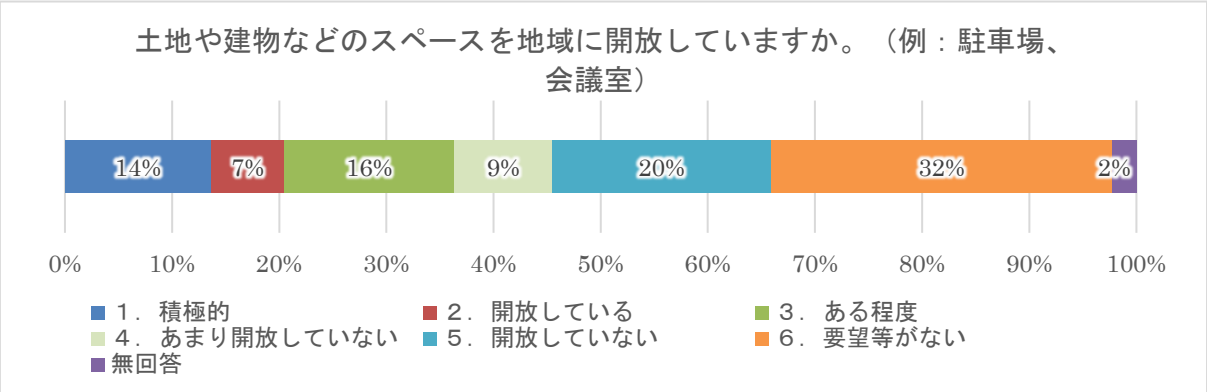

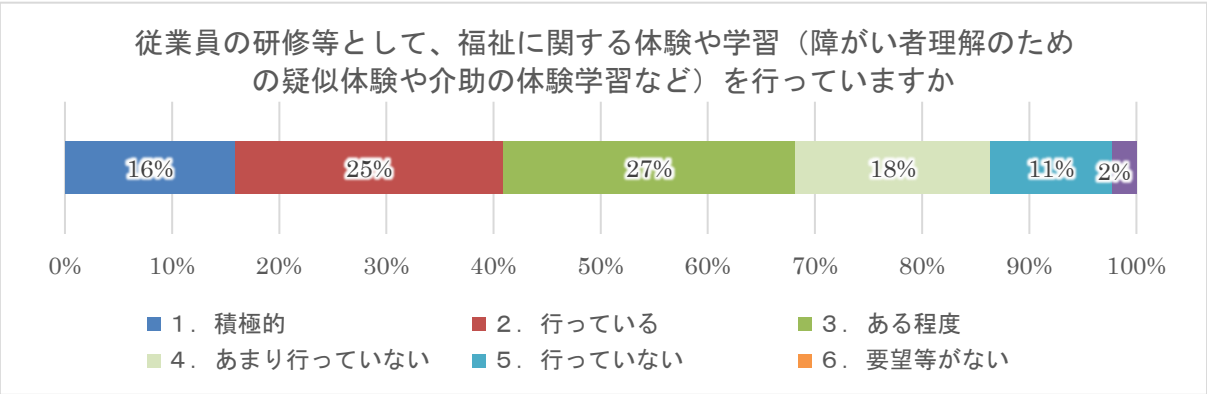

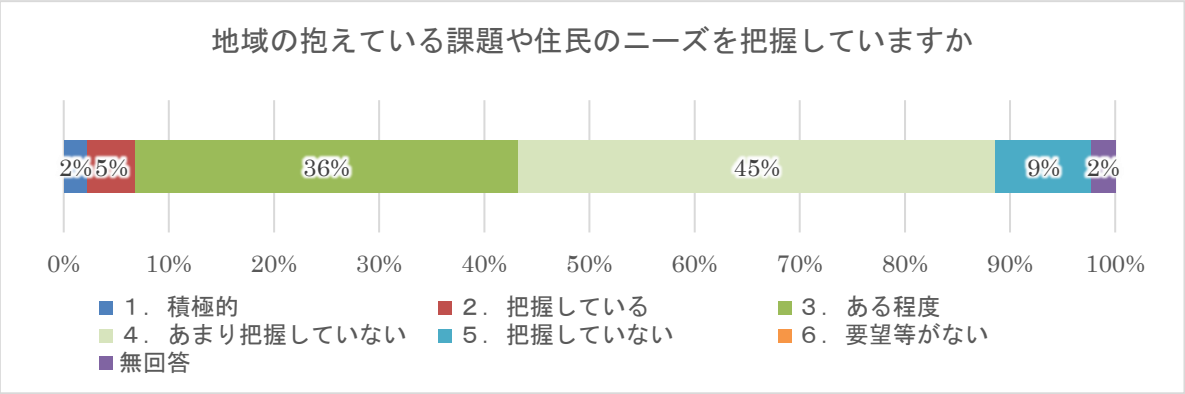

求められる方向性は？

●福祉施設や社会福祉法人等が地域活動やボランティア活動に関わっていく、きっかけや環境づくりが大切となります。

●従業員の地域活動やボランティア活動については事業所からの理解も必要となります。

●福祉関連の法人等、特に社会福祉法人(注)からの地域に対する積極的な関わりが求められています。

(注)「社会福祉法人」とは：社会福祉法人はその高い公益性から、法令により地域において「社会福祉制度の狭間にあるニーズ、市場原理では必ずしも満たされないニーズに率先して対応していく取り組み」を公益的な活動として行うことが求められています。

みんなで取り組むことは？

福祉施設や社会福祉法人等が地域活動や行事など地域に関する活動を行うことを基本に、地域課題の解決につながる体制作りを住民や各種団体とともに目指します。

自分や家族ができること	●近くの事業所の活動に関心を持ちます。 ●福祉サービスに関して相談がある場合は、事業所の相談窓口を積極的に活用します。
地域において取り組むこと	●地域の行事等に対して事業所に対し参加を呼びかけます。また、事業所の行事に関しても地域に対して参加を呼びかけます。 ●福祉関連の事業所は地域との連携を進めることで、より積極的に関わりを持つようにします。
社会福祉協議会が取り組むこと	●中学生や高校生などが福祉施設での福祉体験を通じて、将来の進路や思いやりの心を育む人材育成に向けて、福祉施設等と連携を図り行います。 ●団塊の世代や高齢者の経験や能力を地域活動に活かす場として、福祉施設などへの受入体制の整備を図ります。 ●ひきこもりやニート、生活困窮者など社会復帰に向けた就労体験など社会とつながるきっかけとなる受入事業所の新規開拓に努めます。 ●市内で福祉事業に取り組む社会福祉法人が、高齢・障害・児童・

	介護等の分野の枠組みを超え、情報交換や課題共有を図りながら、地域の生活、福祉課題にアプローチするためのネットワークとして、社会福祉法人等の連絡協議会の設立に向けて協議します。 ●地域において、誰もが支え合う共生型社会の実現に向け、効率的で柔軟な事業運営を確保するため、高齢、障害、生活困窮などの福祉サービスを総合的に提供できる仕組みとしての多世代・多機能型福祉活動拠点を整備します。
行政が 取り組むこと	●福祉関係の法人等に対し、地域活動への積極的な参加を促します。 ●社会福祉法人間のネットワークづくりを進めることで、社会福祉法人の公益的活動の充実・拡大を促します。

２　学ぶ機会の充実

（１）福祉教育の充実

現状と課題は？

●社会資源不足や地域社会における偏見、障がいに対する理解不足などにより障がいのある人やその家族は、日常的な場面において困難を感じています。また、この状況は認知症高齢者やその他様々な困難を抱えている方についても同様に当てはまります。
●この具体的な状況を地域の人たちと共有することが求められています。

求められる方向性は？

●障がいのある人、もしくは高齢者に対する偏見や差別を是正し、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、誰もが自分らしくいきいきと暮らせるよう、お互いに理解し合い、認め合うための人権教育を充実することが求められています。
●住民が福祉に関心を持ち、自発的な福祉活動への参加を促すためには、身近なところでお互いが支え、助け合うことの必要性についての理解を深める福祉教育の充実を図っていくことが大切です。

みんなで取り組むことは？

性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、誰もが同じ地域社会の一員として尊重される社会の実現をめざし、支え合いの仕組みづくりの啓発や福祉教育の機会などの充実を図ります。

自分や家族ができること	●高齢者や障がいのある人、子どもの課題について理解を深めます。 ●福祉教育や人権教育に関する勉強会や研修等に積極的に参加します。 ●地域活動などを通じて、高齢者や障がいのある人、子どもたちとふれあう機会をつくります。
地域において取り組むこと	●事業者は障がいのある人に対する法定の雇用率を高めるよう努めます。 ●地域で「福祉」について話をする機会をつくります。 ●地域の施設や人材を活かし、福祉教育や人材教育に関する勉強会や研修等を開催します。
社会福祉協議会が取り組むこと	●福祉教育を推進するため、児童や生徒を対象とした、福祉に関する学習支援の充実を図ります。 ●講演会、疑似体験学習などを企画し、高齢者や障がいのある人に

	対する理解を深める機会を設けます。 ●福祉について身近な話題をテーマとした講演会等の開催に福祉団体と一緒に取り組みます。 ●障がいや障がいのある人に対する理解を深めるなど、福祉教育の充実を図っていきます。 ●中学校・高校生などの若者のボランティア意識の向上をめざした、元気フェスタ運営ボランティアや除雪ボランティアなどの実践活動を推進します。
行政が 取り組むこと	●教育委員会との連携により学校現場における福祉教育の推進に努めます。 ●地域住民及び事業者に対し、福祉教育や人権教育を推進します。 ●施設面に限らずバリアフリーを進めます。 ●ヘルプマーク・ヘルプカードの周知と普及を図ります。 ●事業者に障がいのある人の雇用率を高めるよう啓発に努めます。

（２）福祉問題等を学ぶ機会の充実

現状と課題は？

●高齢化の進行等により、認知症高齢者等が増加することから、認知症高齢者の行方不明などの事故を未然防止するため、地域で見守る仕組みづくりが大切です。このためには認知症及び家族介護者を支える工夫などについて学べる機会が重要です。また、この学べる機会である、認知症サポーター養成講座に幅広い年齢層及びより多くの方の参加を求めることも必要です。

●どのようなことが虐待となるのかについて判断に迷った結果、相談が遅れることが無いよう、日頃の様子と異なる場合や虐待が疑われる場合などには、速やかに相談することが重要であることを周知する必要があります。

●少子化を抑制するためにも、子育てや子どもの健全育成に対する環境の改善を継続する必要があります。

求められる方向性は？

●認知症への理解、高齢者にかかわる介護や虐待問題などについて、家族介護者のみならず、ともに暮らす地域の人たちにとっても、学ぶ機会の充実を図っていくことが、より一層大切になります。

●子育てや子どもの健全育成などについて、保護者のみならず、ともに暮らす地域の人たちにとっても、学ぶ機会の充実を図っていくことが、より一層大切になります。

みんなで取り組むことは？

認知症の理解や子育て不安の解消、障がいや障がいのある人の理解、虐待問題についての対応など、知る機会が少ない身近な生活課題、福祉問題にかかわる課題や対策等を学ぶ場や機会の充実を図ります。

自分や家族ができること	●誘い合って地域福祉活動、地域での交流へ積極的に参加します。 ●常日頃から地域での出来事に関心を持つように心がけます。
地域において取り組むこと	●さまざまな世代間で、身近な福祉の問題について考え、理解する場を設けていきます。 ●地域での集まりや地域活動、行事、もしくは事業所などでの、介護や認知症について学ぶ機会をつくります。 ●認知症サポーター養成講座へ地域住民の参加を求めます。 ●子育てサポーター養成講座へ地域住民の参加を求めます。 ●地域での集まりや地域活動、行事などのなかで、子どもの健全育成や子育て不安の解消などについて学ぶ機会をつくります。 ●地域での集まりや地域活動、行事のなかで、高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待問題について学ぶ機会をつくります。
社会福祉協議会が取り組むこと	●福祉に関する啓発のための情報提供の充実を図ります。 ●福祉問題などに関する講演会などを開催し、福祉に関する啓発を図ります。 ●子育て不安の解消や児童虐待防止などをテーマとした学習の場を設けます。 ●高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待問題について学ぶ機会を設けます。 ●多くの市民が興味や関心を持てる福祉をテーマとしたイベントや講演会、出前講座などを開催し、身近な福祉問題について理解を深める取り組みを進めます。 ●高齢者や障がいのある人の家族介護者が集い、介護技術を学び、悩みや不安について語り合う取り組みを支援します。 ●職員による認知症キャラバンメイトでの、認知症サポーター養成講座を推進します。
行政が取り組むこと	●認知症サポーター養成講座を開催します。 ●子どもの健全育成や子育て不安の解消に向けた講演会などを企画します。 ●高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待問題について学ぶ機会を設けます。 ●ひきこもりやニートなどの新たな青少年問題を学ぶ機会を設けます。

第５章　社会福祉協議会の取り組み（第４期地域福祉活動計画）

第１節　計画づくりの趣旨

鹿角市社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、2004 年度より福祉関係団体や関係機関などと連携して５か年を計画期間とする「地域福祉活動計画」（以下「活動計画」という。）を策定し、これに基づき住民同士の支え合い、助け合いによる「地域福祉の推進」への取り組みに力を注いできました。第１期・第２期活動計画は本会の事業計画が中心でしたが、第３期活動計画（計画期間：2014 年度～2018 年度）からは、鹿角市が策定する行政計画「第１期鹿角市地域福祉計画」と同一歩調をとり、双方の整合性を持たせた形でこの計画を策定し、本会が地域福祉の推進役となり、地域住民をはじめ、地域の福祉関係団体や NPO・ボランティア、福祉サービス事業者など、さまざまな活動主体との協働により地域福祉の推進を目指す計画に内容を転換しました。

第４期活動計画（計画期間：2019 年度～2023 年度）は、これまでの取り組みや行動をさらに効果的なものとして継続するため、市民アンケートやワークショップなどによる課題へ対応するとともに、行政計画との連携を図りながら「ともに支え合う福祉のまちづくり」の基本理念のもと、地域福祉推進のための民間による行動計画を示すものです。

第２節　取り組みの体系

近年、少子・高齢化の進行や働き方などの生活様式の変化に伴って地域社会や家庭の様相は大きく変容しています。例えば、孤立死やひきこもり、8050 問題などの社会的孤立の問題、認知症高齢者や介護が必要な方の増加、知的障害・精神障害のある方の地域生活移行に対する支援体制の問題、経済的困窮や低所得の問題、虐待や悪質商法被害に代表される権利擁護の問題など、地域における生活課題は複雑かつ深刻化しています。

そのため、国では新たに生活困窮者自立支援法の施行や、障害者基本法の改正、介護保険法の改正による地域包括ケアシステムの構築など、公的な制度やサービスの構築が図られている一方で、公的な福祉だけに頼らない地域住民や民間の参画による支え合い、助け合いの仕組みが改めて必要とされており、地域福祉活動に対する期待も益々大きくなってきています。

このようなことから、社会福祉協議会は地域福祉を推進する中核として、地域ニーズに基づく課題解決に向けて、住民やさまざまな活動主体が共通認識を持ち、互いに連携・協働することはもとより、住民一人ひとりの参加を得て、さまざまな支え合い・助け合いにより課題解決に向けた活動や行動を推進することが重要であり、中長期的な視点で計画的に取り組んでいきます。

基本目標１　福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

より多くの市民に必要な福祉情報を届け、適切な福祉サービスが利用できるよう、「社協だより」やホームページによる情報提供の充実、福祉座談会や各種研修会の機会を利用し、「活動の見える化」を図り地域福祉活動への理解・参加の促進に努めます。

また、誰もが気軽に相談できる窓口として、相談窓口の周知や戸別訪問（アウトリーチ支援の実践）など利用者の利便性の向上に取り組むとともに、心配ごと相談や総合窓口の機能充実を図るため、職員の相談技術の向上に努めます。

取り組みの柱	取り組み	事業・活動
1.情報提供の充実	(1) 福祉サービスを知る機会の充実	●広報活動の充実（福祉サービス等） ●座談会や各種研修会の開催（情報提供等）
	(2) 身近なところでの情報共有の充実	●広報活動の充実（地域活動等） ●福祉員、福祉協力員、民生委員・児童委員が一堂に会して情報交換を行う福祉のまちづくり推進会議の開催 ●行政・関係機関・団体等との連携強化 ●福祉サービスや避難行動要支援者台帳登録者などの情報の共有 ●避難行動要支援者台帳登録者の情報の更新を図るために地域を訪問しての情報収集を行うともに、在宅サービスの紹介や各種利用手続の代行などの在宅生活の支援 ●小地域ネットワーク活動を通じての情報提供
2.相談支援活動の推進	(1) 身近な相談支援の充実	●福祉員の全自治会への配置推進 ●福祉員、福祉協力員、民生委員･児童委員への研修 ●小地域福祉ネットワークの推進 ●相談職員の資質向上など相談体制の強化（全職員、コミュニティソーシャルワーカー研修受講のなど）
	(2) 相談窓口の機能充実	●ふくしの総合相談窓口の充実（広報活動等） ●相談窓口に訪れない方などへ、戸別訪問など柔軟な相談支援の充実（アウトリーチ支援） ●相談支援機関との連携強化と情報の共有 ●生活困窮者自立相談支援業務受託（自立相談支援、家計支援、就労準備支援） ●花輪･尾去沢地域包括支援センター業務受託
	(3) 福祉サービスの適切な利用の推進	●居宅介護支援事業（介護保険サービス） ●訪問介護事業（介護保険サービス） ●介護予防訪問介護事業（介護保険サービス） ●居宅介護事業（障害者福祉サービス） ●福祉サービス苦情解決制度の周知 ●移送サービス事業 ●まごころ訪問サービス事業 ●介護機器無料貸出事業 ●除雪ボランティア活動 ●生活援助ボランティア

基本目標２　安心安全な暮らしを支える体制づくり

小地域福祉活動を推進する社会福祉協議会では、自治会組織強化と地域の実情に応じた取り組みの支援を行っていきます。併せて、自治会役員や民生委員・児童委員、福祉員などの参加による「福祉のまちづくり推進会議」を開催し、身近な地域での福祉サービスや要援護者などの情報の共有を図ります。

また、一人暮らし高齢者等の要配慮者の増加に伴い、関係機関や団体との協働による日常的な見守り活動の必要性が高まってきています。見守り活動を組織的に展開していくため、行政と連携し、ネットワークの構築に向けた取り組みを進めていきます。

さらに判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、成年後見制度と日常生活自立支援事業が一体的に支援できる権利擁護センターの運営の充実を図り、利用者の利便性の向上を図ります。

取り組みの柱	取り組み	事業・活動
1.地域に関する共通課題について	(1) 地域課題に対する対応	●福祉員、福祉協力員、民生委員・児童委員が一堂に会して情報交換を行う福祉のまちづくり推進会議の開催 ●地域住民と地域内の各種団体が連携した活動支援（地域活動コーディネート） ●地域福祉実践研究セミナーの開催 ●住民ニーズに対応した新規事業の開拓へ向けた関係機関との連携 ●行政・関係機関・団体等との連携強化
	(2) 災害時における避難行動要支援者支援制度の推進	●災害時や緊急時の地域での支援活動を円滑にするための小地域福祉ネットワークの推進 ●一人暮らしの高齢者や障がいのある人など、災害時や緊急時の要援護者についての情報の共有 ●災害ボランティアセンターの運営に向けた備えの充実 ●災害ボランティア養成研修の開催 ●要援護者情報による避難支援や安否確認、避難行動に関する地域支援 ●災害ボランティアセンターの運営
	(3) 生活困窮者対策の推進	●生活困窮者自立相談支援業務受託（自立相談支援、家計相談支援、就労準備支援） ●たすけあい資金・生活福祉資金等貸付事業 ●ひきこもりやニート、不登校児等のための居場所づくりや相談窓口などの体制整備 ●相談支援機関との連携強化と情報の共有 ●権利擁護センターによる成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進 ●日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護）
	(4) 自殺対策の推進	
	(5) 再発防止対策の推進	

	⑹権利擁護の推進	●相談窓口に訪れない方などへ、戸別訪問など柔軟な相談支援の充実（アウトリーチ支援） ●相談支援機関との連携強化と情報の共有

基本目標３　誰もが気軽に参加できる環境づくり

市内で活動するボランティア団体と連携を図り、幅広い活動ができるようにボランティア養成講座や研修会等を開催し、人材の発掘と養成したボランティア等に対し、多くの活動機会を提供するため、ボランティア情報の収集と発信、ボランティアをしたい人と求める人をつなぐコーディネート機能の充実を図ってきました。

また、地域ではさまざまな生活課題や福祉課題が顕在化しており、生活支援コーディネーターによる、地域ニーズの把握と新たな生活支援サービスの構築を図っていきます。その中において、社会福祉法人（社会福祉協議会含む）は福祉サービスの供給体制の中心的な役割を果たすだけでなく、地域社会の中で生活していくために必要なインフォーマルサービスを提供する社会資源でもあることから、今後も関係者と連携を図り地域におけるさまざまなニーズにきめ細かく柔軟に対応できる体制の整備を図っていきます。

取り組みの柱	取り組み	事業・活動
1.交流やつながりの充実	⑴地域活動やボランティア活動の推進	●広報等を通じて自治会等で行われている活動や行事の周知 ●地域活動や地域福祉活動のリーダー役となる人達に向けた学習会や研修会の開催 ●年齢の違いや障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽に集える交流の場づくり（サロン） ●地域交流への企画支援（福祉座談会） ●地域福祉実践研究セミナーの開催 ●地域住民と地域内の各種団体が連携した活動支援（地域活動コーディネート） ●広報活動の充実（団体の周知） ●ボランティアセンターの運営 ●ボランティア初心者講習会の開催 ●除雪ボランティア活動
	⑵福祉施設や社会福祉法人等による地域活動の推進	●夏休みボランティア･福祉体験チャレンジ学習の開催 ●介護支援ボランティア制度 ●ひきこもりやニート、生活困窮者など社会復帰に向けた就労体験など社会とつながるきっかけとなる受入事業所の新規開拓 ●避難行動要支援者情報による避難支援や安否確認、避難行動に関する地域支援 ●（仮称）社会福祉法人連絡協議会の設立に向けた協議 ●多世代・多機能型福祉活動拠点整備
2.学ぶ機会の充実	⑴福祉教育の充実	●疑似体験用具貸与事業 ●児童・生徒に対する福祉授業の企画支援 ●多くの市民が興味や関心を持てる福祉をテーマとしたイベントや講演会、出前講座など

		を開催
	(2) 福祉問題等を学ぶ機会の充実	●広報活動の充実（福祉問題等） ●福祉に関する各種研修会の開催 ●地域福祉問題に関する学習会の企画 ●社会福祉大会の開催 ●かづの元気フェスタの開催

第３節　具体的な事業・活動内容

社会福祉協議会が現在実施している事業や今後実施を計画する取組ごとに、その具体的な内容や財源、実施年度、主な協力・助成団体を以下に記載します。

財源欄の「自主」とは、会費収入、寄付金収入、共同募金配分金収入、介護保険事業収入などを、「補助金」とは、鹿角市からの補助金収入を、「受託金」とは鹿角市などからの受託金収入を表しています。

基本目標１　福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

１　情報提供の充実

（１）福祉サービスを知る機会の充実

事業・活動	内　　容	財源			実施年度	主な協力・助成団体
		自主	補助金	受託金		
広報活動の充実（福祉サービス等）	「社協だより」やホームページ等での福祉サービス情報の提供	●			継続	
座談会や福祉に関する各種研修会の開催	座談会や各種研修会での福祉サービスや福祉情報の提供	●			継続	

（２）身近なところでの情報共有の充実

事業・活動	内　　容	財源			実施年度	主な協力・助成団体
		自主	補助金	受託金		
広報活動の充実（地域活動等）	「社協だより」やホームページ等での福祉サービス情報の提供	●			継続	
民生委員・児童委員との連携強化	民生委員・児童委員協議会の事務局運営と定例会への参加	●			継続	民生委員・児童委員
関係機関・団体等との連携強化	地域包括ケア推進会議、障がい者自立支援協議会などへの委員参加等	●			継続	関係機関・組織・団体
福祉サービスや要援護者台帳登録者の情報管理と更新	毎年新しい情報の更新を図るために地域を訪問しての情報収集を行うともに、在宅サービスの紹介や各種利用手続の代行などの在宅生活の支援	●		●	継続	民生委員・児童委員

２　相談支援活動の推進

（１）身近な相談支援の充実

事業・活動	内　　容	財源			実施年度	主な協力・助成団体
		自主	補助金	受託金		
福祉員や民生委員・児童委員など相談支援に携わる人への研修会の開催	複雑化する福祉問題に対応するため、相談支援の質の向上を目的とした研修会の開催	●			継続	福祉員等
生活支援コーディネーターの配置	地域支援事業における高齢者への多様な日常生活上の支援体制の充実・強化に向けて、地域住民や関係機関等と協働し、それぞれの地域に合った支え合いや助け合い等の仕組み作りをコーディネート			●	新規	行政、関係機関

（２）相談窓口の機能充実

事業・活動	内　　容	財源			実施年度	主な協力・助成団体
		自主	補助金	受託金		
ふくしの総合相談窓口総合の充実	引きこもりや不登校などによる生活困窮者等への支援ならびに認知症高齢者、知的・精神などの障がいを抱えた方々への権利擁護を目的した新たな総合相談窓口の開設	●		●	継続	行政、関係機関
相談窓口の充実と相談支援強化	福祉に関する総合相談窓口や心配ごと相談の開設	●			継続	民生委員
相談支援機関との連携強化と情報の共有	市や関係機関との連絡調整、連携強化と情報の共有	●			継続	
要援護者情報収集と合わせた戸別訪問相談の実施	地域を訪問しての要援護者情報収集と合わせて戸別訪問相談の実施			●	新規	民生委員･各地区包括支援センター
花輪･尾去沢地域包括支援センター業務	地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行うセンターとして、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士を配置			●	新規	行政、関係機関

（３）福祉サービスの適切な利用の促進

事業・活動	内　　容	財源			実施年度	主な協力・助成団体
		自主	補助金	受託金		
居宅介護支援事業	介護保険制度に基づく要支援･要介護者のケアプランの作成等	●			継続	
訪問介護事業	介護保険制度に基づく訪問介護事業	●			継続	
介護予防訪問介護事業	介護保険制度に基づく介護訪問介護事業	●			継続	

居宅介護事業	障害者総合支援法に基づく訪問介護事業	●		●	継続	
福祉サービス苦情解決制度の周知	福祉サービス運営適正化委員会等の苦情解決の周知	●			継続	
移送サービス事業	車イス等で公共交通機関が利用が困難な高齢者や障がい者への病院への送迎	●		●	継続	
まごころ訪問サービス事業	介護保険法や障害者総合支援法など公的な制度の狭間でサービス利用が困難な高齢者や障がい者への家事援助等のサービス提供	●			継続	
介護機器無料貸出事業	車イスなどの介護機器の無料貸出	●			継続	
除雪ボランティア活動	除雪に難儀する高齢者世帯や障がい者世帯に対し、市民ボランティアによる除雪支援			●	継続	自治会、関係機関
生活援助ボランティア	高齢者が要支援状態となっても可能な限り自立した在宅生活を営むことができるよう住民参加型の生活支援			●	新規	ボランティア、包括支援センター

基本目標２　安心安全な暮らしを支える体制づくり

１　地域に関する共通課題について

（１）地域課題に対する対応

事業・活動	内　　容	財源			実施年度	主な協力・助成団体
		自主	補助金	受託金		
福祉員の設置推進	地域福祉活動の推進役を担っていただく福祉員の設置の推進	●			継続	自治会
福祉員、福祉協力員、民生委員・児童委員への研修	地域福祉活動のリーダー役としての研修の実施	●	●		継続	自治会、民生委員・児童委員
小地域福祉ネットワークの推進	住民参加による高齢者世帯等の助け合い・支え合いネットワークを構築し、関係機関と連携しながら活動を推進	●	●		継続	自治会、関係機関
福祉座談会の開催	自治会や各種団体の会議などに出向いて情報交換や研修会の実施	●			継続	
住民ニーズに対応した新規事業の開拓	住民ニーズに対応した新規事業の開拓に向けた関係機関との調査研究	●		●	継続	行政、関係機関

（２）災害時における避難行動要支援者支援制度の推進

事業・活動	内　　容	財源			実施年度	主な協力・助成団体
		自主	補助金	受託金		
災害時や緊急時の地域での支援活動を円滑に	住民参加による高齢者世帯等の助け合い・支え合いネットワークを構	●	●		継続	自治会、関係機関

するための小地域福祉ネットワークの推進	築し、関係機関と連携しながら活動を推進					
災害ボランティアセンターの運営に向けた備えの充実	災害ボランティアセンター開設・運営のマニュアル化	●	●		継続	市及び関係機関
災害ボランティア養成研修の開催	住民同士の支援活動を円滑に進めるための講座	●	●		継続	市及び関係機関
要援護者情報による避難支援や安否確認、避難行動に関する地域支援	要援護者台帳登録者に基づく地域支援	●		●	継続	自治会、市及び関係機関
災害ボランティアセンターの運営	マニュアルに基づく災害ボランティアセンター運営	●	●		継続	市及び関係機関

（３）生活困窮者対策の推進、（４）自殺対策の推進、（５）再発防止対策の推進、（６）権利擁護の推進

事業・活動	内　　容	財源			実施年度	主な協力・助成団体
		自主	補助金	受託金		
生活困窮者自立相談支援事業	生活に困りごとや不安を抱えている方へ、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う			●	継続	行政、関係機関
家計相談支援事業	家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援			●	継続	行政、関係機関
就労準備支援事業	「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に６カ月から１年の間、プログラムにそって、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行う			●	新規	行政、関係機関
たすけあい資金・生活福祉資金等貸付事業	低所得者等の生活や教育など支援する資金の貸付	●			継続	
ひきこもりやニート、不登校児等のための居場所づくりや相談窓口などの体制整備	ひきこもりやニート、不登校など自ら社会との接触を回避する行動や状態にある者が、居場所活動により「休息の場」や「うれしい・たのしい・おいしい」などの感情を仲間と共有することによって、他人とのつながりを実感する居場所づくり			●	継続	行政、関係機関
相談窓口の充実と相談支援強化	福祉に関する総合相談窓口や心配ごと相談の開設	●			継続	民生委員
相談支援機関との連携強化と情報の共有	市や関係機関との連絡調整、連携強化と情報の共有	●			継続	
権利擁護センターの運営（成年後見制度･日常生活支援事業）	利用者の権利擁護を目的とした成年後見制度や日常生活支援事業の利用支援と啓蒙活動を実施	●		●	継続	行政、関係機関

日常生活自立支援事業	福祉サービス利用や日常的な金銭管理等の支援			●	継続	

基本目標３　誰もが気軽に参加できる環境づくり

１　交流やつながりの充実

（１）地域活動やボランティア活動の推進

事業・活動	内　　容	財源			実施年度	主な協力・助成団体
		自主	補助金	受託金		
小地域福祉ネットワークによるサロン活動の支援	各地区での小地域福祉ネットワークで開催されるサロン活動への助成や活動支援	●	●		継続	自治会、関係機関
地域巡回型介護予防事業の開催	介護予防の啓発を目的として、地域で定期的な介護予防教室を開催			●	継続	地域包括支援センター、自治会、関係機関
地域交流への企画支援（福祉座談会）	自治会や各種団体が開催している地域の交流事業への企画支援	●			継続	
地域福祉実践研究セミナーの開催	地域福祉活動のリーダー役としての研修の実施	●	●		継続	自治会、民生委員・児童委員
広報等を通じて自治会等で行われている活動や行事の周知	「社協だより」やホームページ等で自治会等での活動や行事情報の提供	●			継続	自治会
広報活動の充実	「社協だより」やホームページ等での福祉サービス情報の提供	●			継続	
ボランティアセンターの運営	ボランティアに関する相談、養成、発掘、団体の支援・連絡調整、コーディネーターの配置など	●	●		継続	ボランティア連絡協議会
ボランティア初心者講習会の開催	きっかけづくりや今後の活動に役立てる講座の開催	●	●		継続	学校、関係機関
除雪ボランティア活動	除雪に難儀する高齢者世帯や障がい者世帯に対し、市民ボランティアによる除雪支援			●	継続	自治会、関係機関

（２）福祉施設や社会福祉法人等による地域活動の推進

事業・活動	内　　容	財源			実施年度	主な協力・助成団体
		自主	補助金	受託金		
夏休みボランティア・福祉体験チャレンジ学習の開催	夏休み期間に中学生や高校生を対象にした福祉施設などでの福祉体験学習を開催	●	●		継続	学校、福祉施設
介護支援ボランティア制度	65 歳以上の方が福祉施設等の受入機関でのボランティア活動を通して、地域貢献や社会参加や自身の介護予防と生きがいづくり			●	新規	NPO、福祉施設等
ひきこもりやニート、生活困窮者などのため	ひきこもりやニート、生活困窮者など社会復帰に向けた就労体験など	●		●	新規	行政、NPO、福

の就労体験などの受入事業所の新規開拓（職親事業、認定就労支援事業など）	社会とつながるきっかけとなる受入事業所の新規開拓					祉施設等
要援護者情報による避難支援や安否確認、避難行動に関する地域支援	要援護者台帳登録者に基づく地域支援	●		●	継続	自治会、市及び関係機関、福祉施設等
（仮称）社会福祉法人等連絡協議会の設立に向けた協議	市内の福祉事業に取り組む社会福祉法人等が、それぞれの福祉分野の枠組みを超え、情報交換や課題共有を図り、地域の生活・福祉課題にアプローチするためのネットワークとしての連絡協議会の設立	●				行政、社会福祉法人等
多世代・多機能型福祉活動拠点の整備	地域において、誰もが支え合う共生型社会の実現に向け、効率的で柔軟な事業運営を確保するため、高齢、障害、生活困窮などの福祉サービスを総合的に提供できる仕組みとしての多世代・多機能型福祉活動拠点を整備	●	●		新規	行政、地域、関係機関、ボランティア団体

2　学ぶ機会の充実

（1）福祉教育の充実

事業・活動	内　　容	財源			実施年度	主な協力・助成団体
		自主	補助金	受託金		
高齢者や障がい者の疑似体験学習	高齢者や障がい者の身体的機能を疑似体験し学習できる用具貸与と指導	●			継続	学校、関係機関
児童・生徒に対する福祉授業の企画支援	児童生徒が人権や福祉の理解を深める学習会等への企画支援	●			継続	学校、関係機関
大人の福祉教育の推進	多くの市民が興味や関心を持てる福祉をテーマとしたイベントや講演会、出前講座などを開催	●			継続	市、ボランティア連絡協議会、関係機関

（2）福祉問題等を学ぶ機会の充実

事業・活動	内　　容	財源			実施年度	主な協力・助成団体
		自主	補助金	受託金		
広報活動の充実	「社協だより」やホームページ等での福祉サービス情報の提供	●			継続	
地域福祉問題に関する学習会の企画	市民への地域福祉課題に関心を深め理解と認識を深める学習会の企画	●			継続	関係機関
社会福祉大会の開催	地域福祉の理解や認識を深める講演や功労者等の表彰	●			継続	関係機関
かづの元気フェスタの開催	福祉と産業が一体となり、子供からお年寄りまで、ともに生きる福祉のまちづくりをめざして啓蒙活動を目的に開催		●		継続	市、ボランティア連絡協議会、関係機関

第６章　計画の評価・見直しについて

本計画に基づく地域福祉の取り組みを効果的かつ継続的に推進していくために、中間年に地域福祉の進ちょく状況の評価、見直しを行います。

■見直し時期及び方法

2021 年度中に見直しを行います。「みんなで取り組むこと」として挙げた項目について、各段階において取り組み状況を評価し、その結果をホームページ等で公表します。また、この評価を踏まえ、策定委員会を開催し、必要に応じて計画の見直しを行います。

見直し

計画＼年度	計画期間（年度）									
	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
鹿角市地域福祉計画	第１期 2014～2018					第２期 2019～2023				
鹿角市地域福祉活動計画（社会福祉協議会）	第３期 2014～2018					第４期 2019～2023				
	鹿角市地域福祉計画・地域福祉活動計画 ⇒ 第２次鹿角市地域福祉計画・地域福祉活動計画									
鹿角市総合計画	第６次前期 ～2015		第６次後期基本計画 2016～2020					第７次前期 2021～		
高齢者福祉計画 介護保険事業計画		第６期 2015～2017			第７期 2018～2020			第８期 2021～2023		
障がい者計画			第５期 2016～2020					第６期 2021～		
障がい福祉計画・障がい児福祉計画		第４期障がい福祉計画 2015～2017			第５期障がい福祉計画・第１期障がい児福祉計画 2018～2020			第６期障がい福祉計画・第２期障がい児福祉計画 2018～2020		
子ども・子育て支援事業計画		第１期 2015～2019					第２期 2020～			
健康かづの 21 計画	第２期 ～2020							第３期 2021～		
未来へつなぐ子ども計画				2017～2020						
自殺対策計画						2019～2023				

資料編

■鹿角市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会について

1　鹿角市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会の設置

鹿角市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱
（平成 30 年5月 24 日訓令第 72 号）

（設置）
第１条　市民が健康で安心して暮らせ、ともに手を携えて支え合って生きることのできる地域社会の実現のため、鹿角市地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定することを目的として、鹿角市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。
（所掌事項）
第２条　策定委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。
（1）　計画の策定に関すること。
（2）　その他計画に係わる重要事項に関すること。
（組織）
第３条　策定委員会は、別表第１に掲げる関係団体から推薦された者及び市職員をもって組織する。
２　前項の委員のほか、市長は、学識経験者の中から策定アドバイザーを委嘱する。
（任期）
第４条　委員の任期は、平成 31 年３月 31 日までとする。ただし、委員が任期途中で交代した場合の後任者の任期は、その前任者の残任期間とする。
（委員長及び副委員長）
第５条　策定委員会に委員長、副委員長各１名を置く。
２　委員長は、委員の互選によりこれを選任する。
３　副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
４　委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
（会議）
第６条　策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
２　策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
３　策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長がこれを決する。
４　策定委員会は、特に必要があると認めるときは策定委員会の委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（作業部会）
第７条　策定委員会に、計画の策定に関する調査、研究及び分析を行うため、別表第２に掲げる作業部会を置く。
２　作業部会の部会員は、策定委員の中から委員長が指名する。
３　作業部会に部会長、副部会長各１名を置き、作業部会員の互選によりこれを定める。
４　作業部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、座長となる。
５　作業部会には、必要に応じて作業部会員以外の助言者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。
（庁内検討会）
第８条　鹿角市地域福祉計画の策定にあたり、専門的な調査研究を行うための庁内組織として、庁内検討会を置く。
２　庁内検討会の構成員は、次に掲げる課の実務担当者で当該所属長から推薦された職員をもって充て、会議は、福祉課長が主宰する。
（1）　総務課
（2）　政策企画課
（3）　市民共動課
（4）　福祉課
（5）　長寿支援課
（6）　いきいき健康課
（7）　産業活力課
（8）　都市整備課
（9）　総務学事課
(10)　生涯学習課
（地域福祉計画の決定）
第９条　地域福祉計画は、庁議において決定する。
（事務局）
第 10 条　策定委員会及び作業部会の事務局は、鹿角市健康福祉部福祉課及び鹿角市社会福祉協議会に置く。
（その他）
第 11 条　この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。
附　則
（施行期日）
１　この要綱は、平成 30 年５月 24 日から施行し、平成 31 年３月 31 日限り、その効力を失う。
（招集の特例）
２　最初に招集される策定委員会は、第６条の規定にかかわらず市長が招集する。

別表第１（第３条関係）

関係団体	人数
地区民生児童委員協議会	８人以内
鹿角市老人クラブ連合会	１人
鹿角市身体障害者協会	１人
鹿角地区保護司会	１人
介護支援専門員連絡会議	１人
かづのファミリー・サポート・センター	１人
鹿角市自立支援協議会	１人
鹿角市介護保険運営協議会	１人
鹿角市ボランティア連絡協議会	１人
地区地域づくり協議会	４人以内
社会福祉法人花輪ふくし会	１人
社会福祉法人愛生会	１人
社会福祉法人八幡平愛慈会	１人
社会福祉法人寿光会	１人
ＮＰＯ法人こどもコンシェルジュ	１人
鹿角市教育委員会	１人
健康福祉部長寿支援課長	１人
健康福祉部いきいき健康課長	１人

別表第２（第７条関係）

部会名	人数
バリアフリー部会	５人以内
高齢者生きがい部会	５人以内
子育て・健康部会	６人以内
福祉教育・ボランティア部会	６人以内
地域コミュニティ部会	６人以内

２　鹿角市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員

役職	氏名	団体名	所属・役職
会長	小林　政宏	鹿角市介護保険運営協議会	医療法人恵愛会鹿角中央病院デイサービスセンターセンター長
副会長	関　宗光	花輪地区民生児童委員協	会長
委員	栗木　利男	八幡平地区民生児童委員	副会長
委員	阿部　加世子	八幡平地区民生児童委員	高齢者障害者福祉部副会長
委員	鈴木　敬子	尾去沢地区民生児童委員	副会長
委員	田尻　恵子	尾去沢地区民生児童委員	主任児童委員
委員	青山　武夫	花輪地区民生児童委員協	副会長
委員	敦賀　三郎	十和田地区民生児童委員	副会長
委員	戸田　千恵美	十和田地区民生児童委員	副会長
委員	佐藤　巌	鹿角市老人クラブ連合会	副会長
委員	髙田　徳治	鹿角市身体障害者協会	会長
委員	田口　敏子	鹿角市保護司会	保護司
委員	阿部　貴弘	介護対策支援専門員連絡会	東恵園地域生活支援センター指導係長
委員	木村　ふくえ	かづのファミリー・サポート・センター	サブリーダー
委員	須田　匡人	鹿角市自立支援協議会	東山学園施設長
委員	柳館　雄市	鹿角市ボランティア連絡協議会	会長
委員	阿部　邦宏	八幡平地域づくり協議会	会長
委員	石川　勇一	尾去沢市民センター協議会	地域づくり部部長
委員	賀川　満	花輪地域づくり協議会	会長
委員	中村　隆俊	十和田地域づくり協議会	会長
委員	亀田　亮一	社会福祉法人花輪ふくし会	障害者センターかづのセンター長
委員	高野　牧子	社会福祉法人愛生会	特養ケアホームおおゆ総務課長
委員	阿部　清美	社会福祉法人八幡平愛慈会	八幡平なかよしセンター園長
委員	米田　純一	社会福祉法人寿光会	介護課課長代理
委員	駒ケ嶺　裕子	ＮＰＯ法人こどもコンシェルジュ	理事長
策定アドバイザー	吉田　守実	八戸学院大学	健康医療学部人間健康学科准教授

■鹿角市地域福祉市民意識調査結果

1　調査概要　p3

本文中以外の項目を網羅した調査結果を鹿角市ホームページにて公開しています。

■事業所アンケート調査結果

1　調査概要　p3

2　調査結果概要　p52-53

3　主な意見等

設問＜地域の抱えている課題や住民のニーズの内容を把握している場合、その内容を記載してください＞

- 通院や買い物における交通手段の不足（６件）
- 買い物をする場所がない（３件）
- 介護人材不足（２件）
- 雇用機会の不足（２件）
- 若者の定住が進まないこと（２件）

設問＜無償または無償に近い形で地域住民の生活支援など地域福祉のために取り組まれていることがありましたらご記入ください＞

- 移送サービス事業、除雪ボランティア事業、介護機器無料貸出
- 地域（自治会等）の集会へもできる限り参加し、地域の方と思いを一緒に様々なことに対応していきたい。
- 園庭の解放、ふれあいタイム（お年寄りの方々との交流）
- 低額にて交流サロンや会議室を開放している。保育園の交流会や慰問などの催しがある際、地域の方を招いている。
- お弁当配達、認知症カフェ等への職員（講師）派遣
- 事業所周辺の除雪やゴミ拾い等
- 講師を招いての施設の研修会に自治会にも案内を出し一緒に学ぶ機会とした。

設問＜地域とのつながりを築いていく際に、課題や問題になっていることがありましたらご記入ください＞

- 個人情報に関する取扱いについての考え方の違い、地域コミュニケーションの希薄化、価値観の違い
- 今現在では自治会長さんに相談にのって頂いている。
- 人員が不足している（余裕がない）

・ヘルパーの件数を増やすためにもどのようにすればニーズを拾えるかが課題となっている。
・現状ではとくにない。施設近隣の方々にはよくしていただいている。
・もっと障害のある方のことを地域住民に理解していただく必要があるように思っている。
・日々スタッフがギリギリの中サービス提供しているなかで、サービス事業所も地域での必要な資源だと理解しているが、つながりを構築していく余裕がないというのが本音です。
・継続的な地域行事への参加協力（寄付や人的協力等）、施設側からのイベント企画と地域への浸透

■福祉のまちづくり推進会議におけるワークショップ

1　概要　p3

2　対象者および講師

対象者：福祉員・福祉協力員（鹿角市社会福祉協議会が委嘱する各自治会選出の小地域福祉活動の推進者。）、自治会長、民生・児童委員

講　師：吉田　守実　氏　（八戸学院大学健康医療学人間健康学科准教授）

3　開催日時および参加者数

	期日	場所	出席者数
花輪地区	平成 30 年 6 月 22 日	文化の杜交流館コモッセ講堂	65 名
十和田地区	平成 30 年 6 月 22 日	十和田市民センターホール	38 名
尾去沢地区	平成 30 年 6 月 25 日	尾去沢市民センター講堂	23 名
八幡平地区	平成 30 年 6 月 27 日	八幡平市民センター研修室	28 名
大湯地区	平成 30 年 6 月 29 日	大湯地区市民センター体育場	24 名

４　テーマ

「地域で大切にしたいものを考える」～これから先も続けられるために～

福祉のまちづくり推進会議

（鹿角市地域福祉計画・地域福祉活動計画ワークショップ）

1．地域の福祉活動の様子を話し合いましょう（45分）

①私たちがしてきたこと、できること、できないこと

②問題を解決する方法、そして有償化の可能性はあるかな？

③この地区で特にしたいこと

2.グループ発表（10分）

3.まとめ（5分）

（ワークショップの話し合いイメージ）

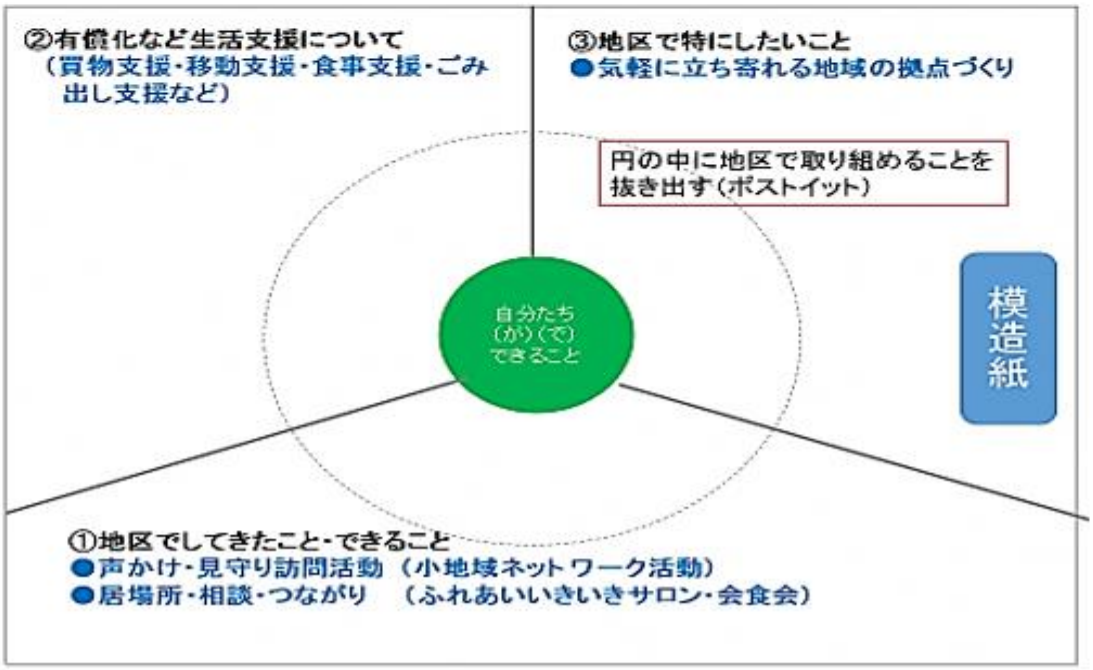

5　ワークショップで出された意見のまとめ

		全地区								花輪						八幡平						尾去沢						十和田						大湯					
		地域でできること				行政・社協ができること				地域でできること			行政・社協ができること			地域でできること			行政・社協ができること			地域でできること			行政・社協ができること			地域でできること			行政・社協ができること			地域でできること			行政・社協ができること		
分類（大）	分類（小）	①地区で既に取り組んでいること	②有償化なら可能なこと	③これから特に行いたいこと	合計	①地区で既に取り組んでいること	②有償化なら可能なこと	③これから特に行いたいこと	合計	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③
（1）生活支援	ゴミ出し	5	1	1	7				0	3	1	1										2																	
	家の掃除		1		1				0								1																						
	行政手続き				0	1			1				1																										
	除雪	24	7	3	34	4	10	2	16	8		2		5		4	1			1		2	1		1	2		8	3	1		1	1	2	2		3	1	1
	食事支援	1	2		3			1	1		1				1		1																	1					
	声かけ・見守り	58	5	8	71	4	1	2	7	25	1	2	1		1	9		3	1			8	1	1				9	3	2	2	1	1	7					
	掃除		1		1				0														1																
	草刈	18	6		24		1		1	6	1					2	1					3	4					6						1				1	
	買い物	1	6	1	8		11	2	13		2			5	1		2			2			1					1	1	1		1					3	1
	話し相手	1			1				0																			1											
	交通	4	6	1	11		34	7	41	1				14	1	1	4			10	2	2				2			1			1	4		1	1		7	
	ボランティア活動	2		1	3				0													1		1										1					
（2）地域活動	お祭り			2	2				0			2																											
	環境整備	4			4				0							3																		1					
	近所付き合い	1			1			1	1																									1					1
	公園の整備				0			1	1																														1
	子供会活動	4	1		5				0		1					2												2											
	自治会活動	29		9	38	2	1	1	4	8		3		1	1	8		1						2				1		3	2			12					
	自治会館				0			5	5						4																								1
	婦人会活動	1			1			1	1							1					1																		
	交流の場	76	4	35	115	7	3	12	22	33	3	8	4	2	7	11	1	6			2	7		10		1		14		5	1		1	11		6	2		2
	敬老会		1		1			1	1		1				1																								
	災害対策	2	2	4	8	2	2	5	9		1	2	1	2	3						1	1						1	1	1	1		1			1			
	祭り	4			4			1	1							2												1					1	1					
	山の管理		1		1		1		1																				1			1							
	担い手			7	7	2		2	4						2			3												1	2				3				
	募金活動	1			1				0																			1											
	墓の管理				0		1		1																							1							
	民生委員	1		2	3				0									1										1		1									
（3）地域課題	ひきこもり		1		1			1	1						1														1										
	医療				0			1	1																								1						
	学習の場			1	1				0			1																											
	結婚支援				0		1		1																							1							
	健康	2		1	3	1	1		2	1				1								1								1	1								
	権利擁護		1		1			1	1						1														1										
	高齢者	3	2	2	7	2	1	3	6	2	1		2	1	2														1	1				1		1			1
	子育て	2		1	3			2	2	2					1						1									1									
	状況把握				0	3		1	4																3								1						
	相談窓口				0			1	1						1																								
	託児		1		1		1		1								1			1																			
	独居		1		1	2		2	4				1		1														1				1				1		
	認知症				0		1	2	3												2											1							
	空き家			2	2	7	5	8	20				2		2			2		2	1				4		1				1	3	1						3
	熊				0	1		2	3						1																1		1						

6　ワークショップで出された意見のまとめ

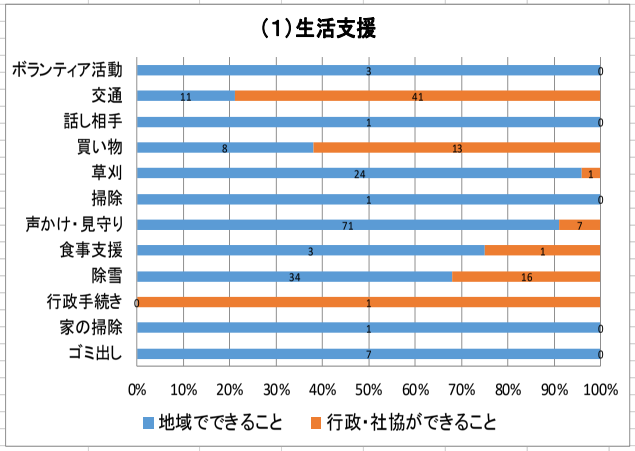

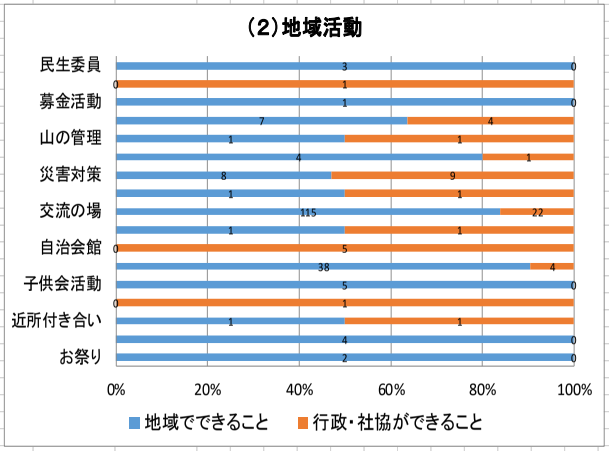

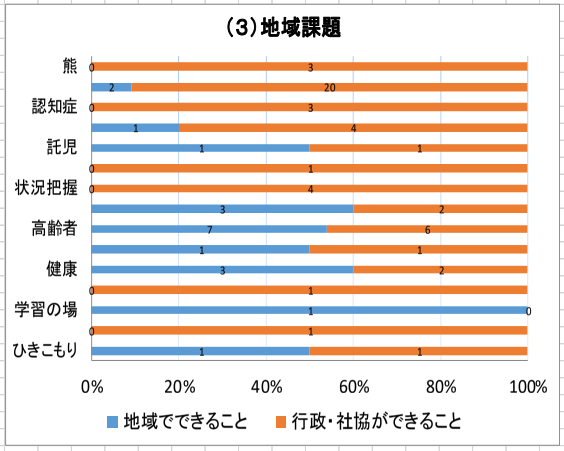

●「地域で大切にしたいものを考える」というテーマで、「地域でできる取組」、「行政・社協でできる取組」について、①既に取り組んでいること、②有償化なら可能なこと、③これから特に行いたいことについて、参加者で話し合いました。この時に出された意見を小区分に分け、これらをさらに３つの大区分（「（１）生活支援」、「（２）地域活動」、「（３）地域課題」）分類としています。

グラフ中の青い棒グラフを「地域でできること」、オレンジ色の棒グラフを「行政・社協ができること」とし、意見の比率を示しています。

（１）生活支援

「地域でできること」が多くある反面、「交通」、「買い物」、「行政手続き」、「除雪」など市民アンケート同様、地域だけでの支援では限界があるため行政、ボランティア等の協力を必要としている事がグラフからも読み取れます。

（２）地域活動

「地域でできること」、と「行政・社協ができること」の部分がやや半数を示す項目も多くあります。こちらも地域住民だけでの活動に限界も見られてきており、行政・社協など一緒に取り組みを希望されている事がグラフからも読み取れ、「共動」による取り組みが求められています。

（３）地域課題

「行政・社協ができること」が多くなっています。近年の複雑・多様化している福祉課題について、地域だけの解決は難しく、専門性を有した支援を求めている事がグラフからからも伺えます。